# 〔防災関係施設〕

# 〇防災関係機関及び連絡先一覧

# 1 村の出先機関等

機関名	所 在 地	電 話 番 号
原村役場	原村6549—1	0266—79—2111
原村保健センター	原村6647	0266—79—2111
原村地域福祉センター	原村6649—3	0266—79—7092
原村レストハウス樅の木荘	原村17217—565	0266—74—2311
ふれあいセンターもみの湯	原村17217—1729	0266—74—2911
八ヶ岳自然文化園	原村17217—1613	0266—74—2681
原村保育園	原村11587	0266—79—3559

# 2 消防機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
諏訪広域消防本部	岡谷市幸町8-1	0266—21—1190
原消防署	原村6523	0266—79—2442

# 3 県の機関

機関名	所 在 地	電話番号
長野県庁危機管理局危機管理防 災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026—235—7184
諏訪地域振興局	諏訪市上川 1 —1644—10	0266—57—2902
諏訪建設事務所	諏訪市上川 1 —1644—10	0266—57—2935
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川 1 —1644—10	0266—53—6000

# 4 指定地方行政機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108	0263—47—2001
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺1499—1	050—3160—6060
長野地方気象台	長野市箱清水1丁目8-18	026—232—2034

# 〔防災関係施設〕

機関	名		所 在 地	電話番	等 号
長野労働局岡谷労働	動基準題	監督署	岡谷市神明町3-14-8	0266—22—	-3454
中部地方整備局	企	画 課	名古屋市中区三の丸2の5の1	052—953—8127	460—8514
天竜川上流河川 事務所	調	査 課	駒ヶ根市上穂南7番10号	0265—81—6415	399—4114

# 5 自衛隊

機関名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026—233—2108
陸上自衛隊松本駐屯地 松本市高宮西1-1		0263—26—2766

# 6 指定公共機関

機関名	所 在 地	電話番号
JR東日本(株)茅野駅	茅野市ちの3506	0266—72—2242
NTT東日本長野支店	長野市新田町1137—5	026—225—4404
日本放送協会長野放送局松本支局	松本市深志 3 —10—3	0263—33—4700
中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所(諏訪電力所)	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559— 43	0266—27—8282
日本郵便(株)原郵便局	原村払沢5705—1	0266—79—3976
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026—226—2073

# 7 指定地方公共機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
アルピコ交通(株)	茅野市ちの3419―6	0266—72—7141
一般社団法人長野県エルピーガ ス協会	長野市中御所 1 —16—13天馬ビ ル4 F	026—229—8734
(株)長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪1-6-1	0266—53—4532
長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1 —13—5	0263—33—4400
長野朝日放送(株)諏訪支局	諏訪市湖岸通4-1-17	0266—57—0080
信越放送(株)諏訪放送局	諏訪市高島 3 —1201	0266—52—1518
テレビ信州(株)諏訪支局	諏訪市大手2-17-16	0266—58—2577
エルシーブイ(株)	諏訪市四賀821番地	0266—53—3833
須高ケーブルテレビ(株)	須坂市大字須坂1295—1	026—246—1222
公益社団法人長野県看護協会	松本市旭2-11-34	0263—35—0421

# 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所 在 地	電話番号
信州諏訪農業協同組合本所	諏訪市大字四賀字広瀬橋7841	0266—57—8000
信州諏訪農協原村支所	原村11908	0266—79—2521
信州諏訪農協南諏ガスセンター	諏訪郡富士見町落合13504—2	0266—62—5102
原村観光協会	原村役場内	0266—79—7072
諏訪森林組合	茅野市宮川4392—1	0266—73—2350
原村商工会	原村6555	0266—79—4738
茅野交通安全協会原支部	原村役場内	0266—79—7921
諏訪郡医師会	諏訪市城南 1 —2623— 1	0266—52—1044
原村日赤奉仕団	原村社会福祉協議会内	0266—79—7228
原村社会福祉協議会	原村6649—3	0266—79—7228
原村衛生自治推進協議会	原村役場内	0266—79—7933
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通5-11-50	0266—52—6111
諏訪中央病院	茅野市玉川4300	0266—72—1000
富士見高原病院	諏訪郡富士見町落合11100	0266—62—3030

# 9 村内医療機関

機関名	所 在 地	電 話 番 号
原村国保診療所	原村6649—3	0266—79—2716
厚生連富士見高原医療福祉セン ター中新田診療所	原村13221-2	0266—70—1331
大槻医院	原村15739—2	0266—79—7628

# 10 警察

機関名	所 在 地	電 話 番 号
茅野警察署	茅野市本町西 9 —39	0266—82—0110
原村警察官駐在所	原村6562—1	0266—79—2806

# 11 教育施設等

機関名	所 在 地	電 話 番 号
原村歴史民俗資料館八ヶ岳(美	原村17217—1611	0266—74—2701
術館)		
原村図書館	原村12079—1	0266—70—1500
原村中央公民館	原村12080	0266—79—4815
原村社会体育館	原村12087	0266—79—4922

# 〔協定書〕

機関名	所 在 地	電 話 番 号
原小学校	原村6585	0266—79—2123
原中学校	原村6656	0266—79—2455
原村子ども・子育て支援セン ター	原村12090—1	0266—78—4430

# 〇原村防災会議委員名簿

	役 職 名	備考
第3条第25	頁 会長は、村長をもって充てる。	
会長	原村長	〒391—0192 原村6549— 1 電話79—2111
第3条第55	頁第1号委員 指定地方行政機関の職員の	うちから村長が任命する者 1人以内
委員	長野地方気象台長	〒380-0801 長野市箱清水1丁目8-18 電話026-232-2034
第3条第55	頁第2号委員 長野県知事の部内の職員の	うちから村長が任命する者 3人以内
委員	諏訪地域振興局長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2903 総務管理課
委員	諏訪保健福祉事務所長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2925 総務課
委員	諏訪建設事務所長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2933 総務課
第3条第55	頁第3号委員 長野県警察の警察官のうち	から村長が任命する者 1人以内
委員	茅野警察署長	〒391—0003 茅野市本町西 9—39 電話82—0110
第3条第55	頁第4号委員 村長がその部内のうちから	指名する者 2人以内
委員	原村副村長	
委員	原村診療所長	
第3条第55	頁第 5 号委員 教育長 	
委員	原村教育長	
第3条第55	頁第6号委員 消防団長	
委員	原村消防団長	
第3条第51	- 項第7号委員 指定公共機関又は指定地方 3人以内	- 5公共機関の職員のうちから村長が任命する者
委員	東日本電信電話㈱長野支店 設備部災害 対策室長	〒380—8519 長野市新田町1137—5 電話026—225—4384
委員	中部電力パワーグリッド㈱諏訪営業所長	〒393—0087 下諏訪町西鷹野町4559—43 電話0266—26—8401
委員	エルシーブイ㈱代表取締役社長	〒392—8609 諏訪市四賀821 電話53—3833

# 〔防災関係施設〕

第3条第5項第8号委員		自主防災組織を構成する者 る者 2人以内	·又は学識経験のある者のうちから村長が任命す
委員	区長会長		
委員	諏訪広域消防原	消防署長	

# 〇指定給水装置 · 排水設備工事事業者一覧

令和3年1月1日現在

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
1	0	0	(有篠原鉄工建設	原村柏木 7698 番地イ	0266-79-2421
2	0	0	㈱宮坂建設	原村中新田 12670 番地 1	0266-79-2536
3	0	0	南部建設㈱	原村南原 15538 番地 1	0266-79-5720
4	0	0	(有森山建設	原村中新田 15701 番地 2	0266-79-5730
5	0	0	㈱有賀水道	茅野市金沢 2186 番地 2	0266-72-4017
6	0	0	(株)キタハラ	茅野市仲町 6番 17号	(昼間) 0266-72-7418 (夜間) 0266-72-6515
7	0	0	共栄管工㈱	茅野市宮川 11376 番地 14	0266-72-6675
8	0	0	(前山手工業	茅野市宮川 4372-6	0266-79-6667
9	0	0	(有)アイスイ設備	茅野市泉野 7527-1	0266-79-3907
10		0	(有)秋山建設	原村南原 18640 番地	0266-79-4630
11	0	0	㈱アクア住設	富士見町落合 3060-34	0266-65-3388
12	0	0	㈱アクアテック杉村	諏訪市上川一丁目 1428 番地 1	0266-75-0038
13	0	0	(有)阿部設備	諏訪市中洲 3726-1	0266-53-1406
14	0	0	イツミ設備	諏訪市大字四賀 1353 番地 2	0266-58-9797
15	0	0	(有)イトカン	茅野市玉川 1445 番地 1	0266-72-8548
16	0	0	(有)エーシン	岡谷市長地権現町 一丁目 6番 20号	0266-28-0111
17	0	0	侑オギハラ住宅設備	茅野市塚原 二丁目 12番 14号	0266-72-2649
18	0	0	㈱オケヤス	茅野市宮川 3849 番地 5	0266-72-2230
19	0	0	(有)木村設備	茅野市湖東 5866 番地 2	0266-77-2380
20	0	0	<b></b>	諏訪郡下諏訪町 2788 番地 1	0266-28-1365
21	0	$\circ$	(有)クサカベ設備興業	茅野市玉川 8810 番地	0266-79-3255
22	0	0	(有窪田鉄工設備	富士見町富士見 4654 番地 588	0266-62-3253
23	0	0	侑芸管工業	茅野市泉野 5877 番地 2	0266-79-4372

# 〔防災関係施設〕

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
24	0		(有)小池工務所	茅野市金沢 4731 番地	0266-72-0275
25	0	0	小林設備店	茅野市城山 17-12	0266-72-8053
26	0	0	(有西藤設備	茅野市玉川 3099 番地 5	0266-73-5465
27	0	0	(有)サクラ建設設備	富士見町富士見 4654 番地 437	0266-62-4911
28	0	0	(有信濃住宅設備	茅野市中大塩 14-18	0266-72-0319
29		0	渋崎建設㈱原村支店	諏訪市渋崎 1722 原村 573-1	0266-52-0443 0266-79-4573
30	0	0	㈱親水工業	下諏訪町社 6837 番地 1	0266-27-8399
31	0	0	㈱シンニチ設備	岡谷市郷田 二丁目2番12号	0266-22-1365
32	0	0	水道建設㈱	岡谷市神明町 三丁目 14番 15号	0266-23-3662
33	0	0	杉村設備㈱	岡谷市長地柴宮三丁目8番4号	0266-27-8632
34	0	0	㈱諏訪設備工業	茅野市豊平泉 477 番地 1	0266-72-3694
35	0		(有諏訪テクノ住設	下諏訪町 東赤砂 4506 番地 1	0266-26-2886
36	0	0	㈱設備ティーワッカー	茅野市塚原 二丁目 9 番 22 号	0266-82-9228
37	0	0	㈱総建	下諏訪町五官 6642-1	0266-28-8295
38	0	0	㈱総設工業	岡谷市長地片間町一丁目 12番 24号	0266-28-8504
39	0	0	(有)大信設備	茅野市ちの 988 番地 3	0266-72-3527
40	0	0	㈱タイセイ	富士見町富士見 11873 番地	0266-55-2008
41	0	0	㈱太陽住設	富士見町富士見 4654 番 636	0266-62-2093
42	0	0	(有)タキザワ住設	茅野市金沢 4167 番地 11	0266-72-9038
43	0	0	タケイセツビ	諏訪市大字湖南 1086 番地1	0266-58-2553
44		0	<b>何津金建設</b>	原村八ッ手 3668 番地 2	0266-79-2592
45	0		㈱戸井口建設	富士見町境 7823 番地 3	0266-65-3213
46	0	$\circ$	十和設備㈱	岡谷市神明町 4-22-18	0266-24-0182
47	0	0	ナカガワ設備	茅野市豊平 3223 番地 4	0266-77-2189
48	0	$\circ$	<b></b>	小県郡長和町長久保 473 番地 1	0268-68-2517
49	0	$\circ$	日設工業㈱	諏訪市大字中洲神宮寺 1512	0266-58-2281
50	0		(有熱研工業	茅野市玉川 9960 番地 1	0266-79-5715
51	0	0	(剤配管舎モリヤ	茅野市玉川 8448 番地1	0266-70-1051

# 資料編 〔防災関係施設〕

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
52	0	0	羽柴設備	茅野市玉川 3457 番地 5	0266-72-0493
53	0	0	(有林組工業所	諏訪市大手 二丁目 9 番1号	0266-58-1336
54	0	0	(有)原田設備	茅野市米沢 2120 番地 7	0266-72-6411
55	0	0	光住設	原村 13079 番地 5	0266-79-7905
56	0	0	ホンゴウ設備工業	富士見町立沢 275 番地	0266-62-2578
57	0	0	(有まるか建設	富士見町富士見 11573 番地 2	0266-62-2788
58	0		(有丸竹下島商店	岡谷市本町 4-1-37	0266-22-2405
59	0	0	(有マルワ住設	諏訪市大字豊田 3962 番地 1	0266-58-3337
60	0	0	侑ミワ設備	茅野市金沢 923 番地 5	0266-73-5210
61	0		(有メンテック調和	山梨県中巨摩郡昭和町西条 2373 番地 3	055-275-1033
62	0	0	(有山本管工事	富士見町境 7146 番地 6	0266-64-2649
63	0		勇進産業㈱	山梨県甲府市下石田 二丁目 10番5号	055-228-6666
64	0	0	㈱リビングクボタ	富士見町落合 11748-11	0266-62-5391
65	0	0	㈱クリアコネクト	下諏訪町萩倉 2484 番地	0266-75-1253
66	0	0	住宅設備 鷹羽	諏訪市渋崎 1783-1 渋崎マンション 102	090-4462-8326

# 〇雨量観測所

# 1 地域気象・地域雨量観測所

観測所名	種類	所在地	観測開始
地域気象観測所	有線ロボット気象計による降水量・	原村3853-2	III €1 11 07
原村	気温、風向、風速、日照の観測		昭和53.11.27

# 2 県 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	位置	備考
原	天竜川	前沢川	原村大字前沢3852-5	テレメーター自記
赤岳	釜無川	立場川	原村原山17217-1480	雨量テレメーター

# [条 例 等]

# 〇原村防災会議条例

(昭和38年7月1日) 条 例 第 12 号)

> 改正 平成12年3月27日条例第3号 平成15年12月16日条例第35号 平成24年9月27日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、原村 防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 原村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 村長の諮問に応じて原村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、3 人、1人、2人、3人及び2人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任 者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。 (専門委員)

### 〔条 例 等〕

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、原村の職員、関係公共機関の職員、関係 地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (部会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長が事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会 長が防災会議にはかって定める。

#### 附則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附** 則(平成15年12月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 〇原村災害対策本部条例

(昭和38年7月1日) 条 例 第 13 号)

> 改正 平成8年3月26日条例第5号 平成24年9月27日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第23条の2第8項の規定に基づき、 原村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代 理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害 対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充て る。
- 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
   (雑則)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 〇原村地震災害警戒本部条例

(平成15年3月20日) 条 例 第 1 号)

改正 平成16年1月22日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18 条第4項の規定に基づき、原村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関して必要な事 項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員 を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 長野県警察の警察官のうちから村長が指名する者
  - (2) 教育長
  - (3) 村長がその部局内の職員のうちから指名する者
  - (4) 村の区域において業務を行なう法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が指名する者
- 5 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 6 本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、村の職員のうちから村長が指名 する。
- 7 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当る。
- 3 部長に事故あるときはあらかじめ指名する者がその職務を代理する。 (補則)
- 第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年1月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月24日から施行する。

# 〇原村地震災害警戒本部規則

(平成15年3月20日) 規則第1号/

> 改正 平成16年1月22日規則第1号 平成16年2月27日規則第2号 平成19年3月30日規則第1号 平成19年3月30日規則第3号 平成23年3月22日規則第4号

> > 平成25年3月22日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、原村地震災害警戒本部条例(平成15年条例第1号)第4条の規定に基づき、原村地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 警戒本部は、原村役場内に置く。

(組織)

第3条 警戒本部の組織は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長 村長

副本部長 副村長

本部員

- (1) 茅野警察署原駐在所長
- (2) 教育長
- (3) 村長事務部局の課・室長、教育委員会事務部局の課長
- (4) 原村消防団長、原村商工会長、原郵便局長及び信州諏訪農業協同組合原村支所長本部職員 本部員を除く村職員

(部の設置)

第4条 警戒本部に次の部を置き、各部局の課長・室長を部長とする。

総務部、住民財務部、保健福祉部、農林商工観光部、建設水道部、教育部、消防部 (所掌事務)

- 第5条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 地震防災応急計画に係る措置に関する事項
  - (2) 原村地域防災計画の震災対策計画に係る事項

(原村地域防災計画の準用)

第6条 原村震災対策計画の応急対策に係る事項についての計画は、原村地域防災計画を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成16年1月22日規則第1号)

# [条 例 等]

この規則は、平成16年1月24日から施行する。

附 則(平成16年2月27日規則第2号)

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第1号)抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附** 則(平成19年3月30日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成25年3月22日規則第11号)抄 (施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 〇災害救助法施行細則(別表第1・第2)

別表第1(第3条関係)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

#### ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ)避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とする。ただし、適当な建物を得ることが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法を実施することによりこれに代えることができる。
- (ウ)避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (エ) 高齢者、障害者等であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに 供与する福祉避難所を設置した場合には、(ウ)の金額に、当該特別な配慮のために必要な当該 地域における通常の実費を加算できる。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への 健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがで きる。
- (カ)避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

#### イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

#### (ア) 建設型応急住宅

- I 建設型応急住宅の設置にあたっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を得ることが困難なときは、民有地の利用をもつてこれに代えることができる。
- II 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、571万4,000円以内とする。
- Ⅲ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- IV 高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要するもの数人以上に供与する施設で、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有するものを建設型応急住宅として設置できる。

#### 〔条 例 等〕

- V 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事 を完成させるものとする。
- VI 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第4項の規定による期間(2年以内)とする。
- VII 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため 支出できる費用は、当該地域における実費とする。

#### (イ) 賃貸型応急住宅

- I 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)のⅡに定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- Ⅱ 賃貸型応急住宅については、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供 するものとする。
- Ⅲ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、借上げの日から建築基準法第85条第4項の規定による期間(2年以内)とする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - ア 炊き出しその他による食品の給与
    - (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若 しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
    - (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
    - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び 燃料費等とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
    - (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

#### イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (イ) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の 実費とする。
- (ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)による喪失若しくは損傷等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
  - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内 において現物をもつて行う。

- (ア)被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額以内とする。

なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに
夏季 (4月から9月まで)	円 18,800	円 24, 200	円 35, 800	円 42,800	円 54, 200	円 7, 900
冬季 (10月か ら3月まで)	31, 200	40, 400	56, 200	65, 700	82, 700	11, 400

#### (イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人
季別						を増すごとに
	円	円	円	円	円	円
夏季(4月か	6, 100	8, 300	12, 400	15, 100	19, 000	2,600
ら9月まで)						
冬季(10月か	10,000	13, 000	18, 400	21, 900	27, 600	3,600
ら3月まで)						

- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 4 医療及び助産

# ア医療

- (ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (イ) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。以下同じ。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。以下同じ。)を行うことができる。
- (ウ) 医療は、次の範囲内で行う。
  - I 診療
  - Ⅱ 薬剤又は治療材料の支給

#### 〔条 例 等〕

- Ⅲ 処置、手術その他の治療及び施術
- IV 病院又は診療所への収容
- V 看護
- (エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した 医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報 酬又は療養費の額以内とする。
- (オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### イ 助産

- (ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の 方途を失った者に対して行うものとする。
- (イ) 助産は、次の範囲内で行う。
  - I 分べんの介助
  - Ⅱ 分べん前及び分べん後の処置
  - Ⅲ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 被災者の救出
  - ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある 者を捜索し、救出するものとする。
  - イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
  - ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
  - ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくは半焼若しくは半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
  - イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
    - (ア)(イ)に掲げる世帯以外の世帯 59万5,000円
    - (イ) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円
  - ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成するものとする。
- 7 生業に必要な資金の貸与
  - ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を 失った世帯に対して行うものとする。
  - イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充 てるものであって、当該生業に係る確実で具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して 貸与するものとする。
  - ウ 生業に必要な資金の貸与として貸付できる金額は、次の額以内とする。

- (ア) 生業費 1件当たり3万円
- (イ) 就職支度金 1件当たり15,000円
- エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする。
- オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与するものとする。
  - (ア)貸与期間 2年以内
  - (イ) 利子 無利子
- 8 学用品の給与
  - ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に在学する者を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する者を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部を含む。)、専修学校及び各種学校に在学する者をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
  - イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
    - (ア) 教科書
    - (イ) 文房具
    - (ウ) 通学用品
  - ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。
    - (ア) 教科書代
      - I 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科 書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材 を給与するための実費

Ⅱ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15 日以内に完了しなければならないものとする。
- 9 埋葬
  - ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
  - イ 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
    - (ア) 棺(附属品を含む。)
    - (イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
    - (ウ) 骨つぼ及び骨箱

#### [条 例 等]

- ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万5,200円以内、小人17万2,000円以内とする。
- エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 10 死体の捜索
  - ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡して いると推定される者に対して行うものとする。
  - イ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入 費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
  - ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 11 死体の処理
  - ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、次の事項を行うものとする
    - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
    - (イ) 死体の一時保存
    - (ウ) 検案
  - イ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
  - ウ 死体の処理のため支出できる費用は、次の範囲内とする。
    - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
    - (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、 当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合においては、1体当 たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場 合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
    - (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。
  - エ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている もの(以下「障害物」という。)の除去
  - ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することが困難な状態にある場合で、自らの資力ではこれを除去することのできない者に対して行うものとする。
  - イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内とする。
  - ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 13 応急救助のための輸送費
  - ア 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。
    - (ア)被災者の避難に係る支援
    - (イ) 医療及び助産
    - (ウ)被災者の救出
    - (エ) 飲料水の供給
    - (オ) 死体の捜索

- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資
- イ 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 応急救助のための輸送を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。
- 14 応急救助のための賃金職員等雇上費
  - ア 応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは、次に掲げる場合とする。
    - (ア)被災者の避難に係る支援
    - (イ) 医療及び助産における移送
    - (ウ) 被災者の救出
    - (エ) 飲料水の供給
    - (オ) 死体の捜索
    - (カ) 死体の処理
    - (キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送
  - イ 応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
  - ウ 応急救助のための賃金職員等の雇用を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

#### 別表第2(第7条関係)

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

#### ア 日当

常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して算定した額以内とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する常勤職員がない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金に係る単価その他の賃金水準を考慮して算定した額以内とする。

#### イ 超過勤務手当

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

#### ウ 旅費

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、一般職の職員の 旅費に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)において定める額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

# [協定書]

# ○諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村(以下「構成六市町村」という。)において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、六市町村間においての応援措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供
  - (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
  - (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

- **第4条** 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請する ものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提 出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名及び数量
  - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員数
  - (4) 応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

**第5条** 構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

**第7条** 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の 負担とする。

### 〔協定書〕

(資料等の交換)

**第8条** 構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な 資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第9条 構成六市町村は、相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。 (協議)
- **第10条** この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して 定めるものとする。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。
- 第11条 この協定は、平成7年8月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書7通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村 長が記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成7年8月22日

諏訪地域広域市町村圏事務組合組合長
 岡谷市長
 諏訪市長
 邦
 京野市長
 市
 下諏訪町長
 富士見町長
 原村長

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定第10条第2項の規定による協議書

「災害時の医療救護活動に関する協定書」第14条の損害補償については、次のとおり定める。 (損害補償)

- 一、 医療救護活動従事中に医療救護班に属する者が被害を受けたときは、被災市町村の議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に準じて補償を行うものとする。
- 一、 医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、被災市町村 が負担する。

(第三者に対する損害補償)

一、 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、被災市 町村とその医療救護活動を行った医師会が所属する市町村が、協議のうえ定めるものとする。

平成8年3月26日

諏訪地域広域市町村圏事務組合組合長
 岡谷市長
 諏訪市長
 邦町長
 下諏訪町長
 富士見町長
 印印

# 〇長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合に市町村等(消防事務を他の市に委託している町村にあってはその委託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。)がそれぞれの消防力を活用して相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の 応援を必要とするものとする。

(地域区分)

- 第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。 (代表消防機関の設置及び任務)
- 第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。
- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
  - (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
  - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊などの調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
  - (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
  - (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
  - (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

- 第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 消防応援 消防隊による応援
  - (2) 救助応援 救助隊による応援
  - (3) 救急応援 救急隊による応援
  - (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある市町村等(以下「要請側」という。)の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する

市町村等(以下「応援側」という。)の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請 (第1要請を除く。)
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請 (第1要請を除く。)
- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に 必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機 関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機 関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この 場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援 要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。 ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するも のとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防 活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

- 第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 応援側の負担する経費等
    - ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
    - イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
    - ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
    - エ 消防活動に要した消火剤
    - オ 燃料及び給食等に要する経費
    - カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費
  - (2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法 第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

### 〔協定書〕

- 第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。
  - (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
  - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

#### 第4章 協議

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県 広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則(平成12年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則(平成13年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則(平成15年11月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則(平成18年9月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

### 別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

# 〇長野県市町村災害時相互応援協定

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産 を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力 を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村(以下「市町村」という。)において災害対策基本法第2条第1 号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない と認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項につ いて定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによる。

(代表市町村の設置)

- 第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。
- 2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第 2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 物資等の提供及びあっせん
    - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
    - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
    - ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
    - エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
    - 才 避難収容施設(避難所、応急仮設住宅等)
    - カ 火葬場
  - (2) 人員の派遣
    - ア 救護及び応急措置に必要な職員
    - イ 消防団員
  - (3) その他
    - ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
    - イ ボランティアのあっせん
    - ウ 児童・生徒の受け入れ
    - エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

**第4条** 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の 市町村に要請し、後に文章を速やかに送付するものとする。

#### 〔協定書〕

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

- 第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。
- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な、被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、 別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めると ころにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援する ブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合 等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。
- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、 応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市 町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額 を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

- **第9条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県と の協定を強化することとする。

(補則)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

#### 附則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

#### (別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・ 北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ケ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・ 宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・ 下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・ 筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・ 飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

# 〔協定書〕

# (別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上小
上小	佐 久
諏訪	上伊那 木 曽
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯伊	上伊那 木 曽
木曽	飯 伊 諏 訪
松本	長野
大 北	北信
長 野	松本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

# 〇長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

- 第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
  - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、 代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2 の応援するブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

- 第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。
  - (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
  - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位 の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第 3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロック の代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村の みでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

- **第4条** 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。
- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの 代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に 伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

〔協定書〕

**第6条** 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

**第7条** 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に 努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとす る。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応 援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

- **第9条** 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。
  - (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
  - (2) 備蓄物資、資機材一覧表
  - (3) その他応援に必要な情報

(補則)

- 第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの 代表市町村にその都度報告することとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改正)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

# 〇災害時の医療救護活動に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と諏訪郡医師会(以下「乙」という。)は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、原村地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣等)

- 第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護 班の編成及び派遣を要請する。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

(医療救護班の他市町村への派遣等)

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

- 第4条 乙は、第2条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。
- 2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。

(医療救護班の任務)

- **第5条** 医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。
- 2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
  - (2) 傷病者に対する応急処置
  - (3) 死者の検案
  - (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行うことができる。

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。

(医療品等の供給)

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

#### 〔協定書〕

- 2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な 被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。
- 3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行う。 (医療費)
- 第10条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

- **第11条** 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が 負担するものとする。
  - (1) 医療救護班の編成・待機及び派遣に要する経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。 (損害補償)
- 第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害 補償条例(平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号)の規定に準じて補償を行うものとする。
- 2 第9条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療 救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙 協議のうえ定めるものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

**第14条** 第3条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。

(医事紛争の処理)

- 第15条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当 な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

**第17条** 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

**第18条** 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に対し支払うこととする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定め

る。

(協議)

**第20条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲 乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 原 村 長 菊池 八五郎

乙 諏訪郡医師会長 前 島 辰 弘

# 〇災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成8年4月1日付けで、原村(以下「甲」という。)と諏訪郡医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

(医療救護活動の報告)

- 第1条 乙は協定書第2条及び第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」(様式第1号)、「医療報告書」(様式第2号)、「助産報告書」(様式第3号)及び「医薬品等使用報告書」(様式第4号)により速やかに甲に報告する。 (事故報告)
- 第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷 し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(様式第5号)により速やかに報 告する。

(医療施設等損傷報告書)

- 第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を 損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」(様式第6号)により速やかに報告する。
  - (費用弁償の額)
- 第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。
- 第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」(様式第7号)、「医薬品等実費弁償請求書」(様式第8号)及び「医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」(様式第9条)により甲に請求するものとする。
- 第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成8年4月1日

甲 原村長 菊池 八五郎

乙 諏訪郡医師会長 前島 辰弘

## 別表

日当	医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の例による。
旅費	医師 保健婦 助産婦 看護婦	特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例(昭和36年条例第26号)及び職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第26号)の例による。 この場合において医師は村長、助役、収入役等の規定を、保健婦、助産婦及び看護婦は一般職員の規定を適用する。
時間外勤務手当	医師 保健婦 助産婦 看護婦	原村一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年原村条例第33号)を 準用する。 この場合において、同条例第38条の勤務1時間当たりの給与額は、日 当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

# ○諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村(以下「市町村等」という。)並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会(以下「医師会」という。)は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動(以下「応援活動」という。)を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時医療救護応援活動計画)

- 第2条 医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、 災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」(以下「計画」という。)を策定し、これを市町村等に提出する。
- 2 医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。
- 3 第1項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 医療救護班の編成、出動体制
    - ア 班の医師、看護師その他職種別構成
    - イ 班の地域別編成、出動体制
  - (2) 医薬品等の備蓄体制
  - (3) 関係機関との連絡体制
  - (4) その他必要な事項

(医療救護班の派遣)

- 第3条 市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要が生じた場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。
- 2 医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第4条に定める救護所へ派遣するものとする。
- 3 医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など 事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行 うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。
- 4 市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第1項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

(救護所の設置)

第4条 市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされ

る場所等に救護所(以下「救護所」という。)を設置する。

2 市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、応援活動が可能な 被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

(医療救護活動の範囲)

- 第5条 医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。
- 2 医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの 応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
  - (2) 医療施設への収容、転送の要否及び収容、転送順位の決定
  - (3) 遺体の検案及び死亡確認
  - (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

(医薬品等)

第7条 市町村等の要請に基づく応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

(医療費)

- 第8条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

- 第9条 市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。
  - (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項第2号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

- 第10条 市町村等の要請に基づく医療救護班に属する者が、応援活動従事中において負傷、罹患又は 死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町 村等が補償を行なうものとする。
- 2 第4条第2項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び 設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

(報告)

第12条 医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名

## 〔協定書〕

及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

(委任)

- **第13条** この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。 (協議)
- **第14条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書10通作成し、市町村等、医師会記名押印の上、それぞれ1通を 保有する。

平成26年3月20日

諏訪広域連合 広域連合長 山田 勝文 岡谷市長 今井 竜五 諏訪市長 山田 勝文 茅野市長 柳平 千代一 下諏訪町長 青木 悟 富士見町長 小林 一彦 原村長 澄 清水 一般社団法人岡谷市医師会長 小口 直彦 一般社団法人諏訪市医師会長 塩澤 滋夫 一般社団法人諏訪郡医師会長 小口 晋平

# ○原村と日本郵便株式会社原郵便局との包括連携に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社原郵便局(以下「乙」という。)は、包括連携に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用連携して、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障の ない範囲で、取り組むものとする。
  - (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
  - (2) 地域経済活性化に関すること
  - (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
  - (4) その他、地方創生に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。 また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な 変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、通常業務を遂行する範囲内で、第2条第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、同項に掲げる事項を遂行した場合又は遂行することができなかった場合であっても、それに伴い発生した事故、与えた損害に対して責任を負わないものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報 を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負う ものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。 (協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第8条 本協定の締結をもって、甲乙間で平成29年12月8日締結の「原村と原郵便局における安心・安全確保に関する協定」は効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年(2021年)3月10日

甲 住 所 長野県諏訪郡原村6549番地1 原 村 長 五 味 武 雄

乙 住 所 長野県諏訪郡原村5705番地1 日本郵便株式会社 原郵便局長 向 山 博

# 〇災害時における相互協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と、東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域(以下「原村区域」という。)で地震、洪水、雪 害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切 迫している場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。 (災害時の連絡体制の確立)
- 第2条 甲及び乙は、原村区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。
- 2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

- 第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う 業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。
  - (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
  - (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
  - (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項
- 2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。 (電気通信設備保護のための事前伐採)
- 第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。
- 2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲 の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車 両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。
- 2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務を

 もって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。
  - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- 6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

- 第9条 損害賠償については、次のとおりとする。
  - (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
  - (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

- 第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

- 第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して 書面を以って申し出なければならない。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有する ものとする。

令和 3年 3月 19日

- 甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村長 五味 武雄
- 乙 長野県長野市新田町1137-5 東日本電信電話株式会社 長野支店長 榎本 佳一

# 〇災害時における物資供給に関する協定

原村(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な物資(以下「物資」という。)の供給等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要請)

- 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき は、乙に 対し、その保有する物資の供給を要請することができる。
  - (1) 原村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (2) 原村以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において 協力する。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1)「供給要請対象物資一覧」(別紙①) に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

- 第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
  - 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、 その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(運搬および引渡し)

- 第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
  - 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、 物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指 定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとす

る。

3 甲は、前項の職員の派遣を原村長その他甲の指定する者に代行させることができる。この 場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことがで きないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先 車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては原村総務課情報防災係とし、乙においては 株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

- 第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿(別紙②) を作成し、相互に交換するものとする。
  - 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を 行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了 を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和4年3月29日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 五味 武雄 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号株式会社ナフコ代表取締役 石田 卓巳印

#### 資料編 〔協 定 書〕

別紙①

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、 チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、 燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水(ペットボトル)、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、生理用品、紙オムツ(大人用・子供用)、ペット用トイレ用品、ちり紙、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ボディタオル、マスク、アルコール消毒液、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶、エアベッド、防災用畳ベットセット、段ボール間仕切り、ドームテントなど
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、 乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

# 〇災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書

原村(以下「甲」という。)と諏訪中央病院組合(以下「乙」という。)とは、災害用備蓄医薬品及び医療器材(以下「医薬品」という。)の保管業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、平成8年4月1日付けで甲と諏訪郡医師会が締結した災害時の医療救護活動に関する 協定第8条の規定により、甲が備蓄する医薬品の保管業務並びにこれらに附帯する事務(以下「委 託業務」という。)を乙に委託するものとする。

(医薬品の種類・数量)

第2条 甲が乙に委託する医薬品の種類・数量は、別紙のとおりとする。

(医薬品の管理)

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたり、乙の医療行為の中で使用期限に配慮し、常に適正な管理に努めるものとする。

(委託料)

第4条 医薬品の保管に関する費用は、すべて乙の負担とする。

(医薬品の引き渡し)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、いかなる場合においても医薬品を引き渡すものとする。2 前項の規定に基づき、乙が甲に引き渡した医薬品を補充するために要する費用は、甲が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり、薬事法(昭和35年法律第145号)その他関係法令等を遵守 し、事故のないよう努めなければならない。

(履行状況の報告等)

**第7条** 甲は、乙のこの契約の履行に関して必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(協議)

**第8条** この契約について定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(契約の有効期間等)

第9条 この契約は、平成12年4月1日から平成13年3月31日まで適用するものとする。ただし、この契約の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後同様とする。

この契約の証として本書4通を作成し、甲乙立会人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年4月1日

月 原 村 長

乙 諏訪中央病院組合管理者 茅野市長 矢 崎 和 広

清水

澄

立会人 諏訪郡医師会長 前 島 辰 弘

立会人 諏訪中央病院長 鎌 田 實

## 〔協定書〕

#### 別紙

# 【内服剤】

分 類	品名	数量
C a 拮抗薬	ノルバスク2.5mg	2,000錠
ıı	ノルバスク5mg	3,000錠
下剤	プルゼニド	3,000錠
解熱・鎮痛・抗炎症薬	ボルタレン25mg錠	1,000錠
"	ロキソニン	9,000錠
抗菌薬	オラスポアDS	3,000g
ıı	ケフラール250mg	2, 500c
ıı	フロモックス100mg	500錠
抗不安薬	セルシン2mg錠	1,000錠
催眠・鎮静薬	ハルシオン0.15mg	3,000錠
ıı	ハルシオン0.25mg	6,000錠
化学療法剤	クラビット錠	500錠
解熱・鎮痛・抗炎症薬	PL顆粒1g	1,500包
ıı	カロナール200	3,000錠
ıı	ポンタールカプセル	3,000c
消化性潰瘍治療薬	ザンタック150mg	6,000錠
鎮咳薬	アストミン	1,000錠
糖尿病薬	オイグルコン1.25mg	1,000錠
ıı	オイグルコン2.5mg	1,000錠
ビタミン製剤	ビタノイリン50	1,000c
利尿剤	ラシックス20mg	3,000錠
II.	ラシックス40mg	2,000錠
アレルギー治療薬	ニポラジン3mg	3,000錠
健胃消化薬	プリンペラン5mg	3,000錠
抗狭心症薬	アイトロール20mg	3,000錠
自律神経作用薬	チアトン	3,000c
止痢・整腸薬	ロペミン	3,000c

# 【注射剤1】

分 類	品 名	数量
気管支拡張薬・喘息治療薬	ネオフィリン	500A
強心薬	ボスミン	300A
解熱・鎮痛・抗炎症薬	ソセゴン15mg	300A
抗菌薬	セファメジンαキット1g	900キット
"	硫酸アミカシン	60A
自律神経系作用薬	ブスコパン	600A
生理食塩水	大塚生食注20ml	650A

# 【注射剤2】

分 類	品 名	数量
電解質製剤	ソリターT3号G輸液	600本
11	テルモ生食500ml	600袋
11	ラクテックソフトバック500m1	600袋
副腎皮質ホルモン製剤	ソル・メドロール40mg	450V
"	ソル・メドロール500mg	40V
麻酔薬	キシロカインポリアンプル1% 10ml	600本
"	キシロカインポリアンプル1% 5ml	100本
輸液・栄養製剤	大塚糖液5% 500ml	150本
II.	低分子デキストラン500ml	40袋
利尿薬	ラシックス20mg注	600A
C a 拮抗薬	ペルジピン10mg	300A
アレルギー治療薬	強ミノP	270A
強心薬	イノバン0.3%シリンジ	20本
"	ジゴシン	50A
II.	ドブポン0.3%シリンジ	10本
"	ノルアドレナリン	30A
解熱・鎮痛・抗炎症薬	レペタン0.2mg	30A
抗狭心症薬	ニトロール5mg	10A
抗菌薬	セフメタゾン1g	30V
"	ダラシンS	30A
II.	チエナム0.5g	80V
II.	ホスミシンS	30V
II.	モダシン1g	30V
抗不安薬	セルシン	300A
消化性潰瘍治療薬	ザンタック2ml	100A
自律神経系作用薬	硫酸アトロピン	100A
生物学的製剤	献血アルブミネート250m1	10V
造血と血液凝固関係製剤	アドナ5%	150A
II.	トランサミン5%	350A
11	ヘパリンナトリウム1万単位	80V
淡白分解酵素阻害薬	エフオーワイ500mg	120V
注射用水	大塚蒸留水500m1	120本
電解質製剤	10%塩化ナトリウム注射液	100A
11	大塚生食注(細口開栓)1L	50本
11	ソリター1号200ml	100本
11	ソリター1号500ml	100本
11	ソリター3号200ml	100本
11	ソルラクトD500m1	100本

## 〔協定書〕

電解質製剤	テルモ生食1,000ml	100本
IJ	フィジオ35 500ml	40本

# 【注射剤3】

分 類	品 名	数量
電解質製剤	フィシザルツPL 100ml	180本
副腎皮質ホルモン製剤	水溶性プレドニン	50A
輸液・栄養製剤	大塚糖液5% 250ml	90本
"	ビーフリード点滴静注用500ml	100本
"	ヘスパンダー500ml	20本
"	マンニゲン200ml	20本
"	メイロン20	50A
抗菌薬	ビクシリンS 1g	180V
抗てんかん薬	フェノバール100mg	110

# 【外用剤】

分 類	品 名	数量
解熱・鎮痛・抗炎症薬	アンヒバ100mg	1,000個
"	アンヒバ200mg	500個
II.	ボルタレンサポ12.5mg	1,000個
"	ボルタレンサポ25mg	4,500個
II.	ボルタレンサポ50mg	150個
消毒剤	イソジン液250ml	80本
"	エコ消エタ500ml	200本
"	ヘキザックアルコール500m1	30本
皮膚用薬	カトレップ	3,000枚
眼科用薬	AZ点眼液	100本
"	クラビット点眼液	50本
下剤	グリセリン浣腸30ml	600本
"	グリセリン浣腸60ml	20本
抗不安薬	ダイアップ4mg坐剤	50個
消毒剤	0.05%ヘキザック水500ml	40本
JJ	イソジンガーグル	30本
JJ	オキシフル500ml	30本
JJ	ヒビスクラブ500ml	30本
精製水	精製水500ml×30本	300本
皮膚用薬	オイラックス軟膏	30本
"	リンデロンVG軟膏	100本
	エコ消エタ綿60枚	160袋
皮膚用薬	ソフラチュール10×10	300枚

# 【衛生材料】

分 類	品 名	数量
	絆創膏 (布テープ) 12mm×5m	140本
	救急絆創膏Mサイズ19×72	6,600枚
	滅菌ガーゼ30cm×30cm4つ折	10反
	滅菌ガーゼ7.5cm×10cm	2,000枚
	脱脂綿100g	132個
	洗浄綿0.02%ヒビテン液浸透	2,600枚
	三角巾 大	80枚
	伸縮包帯5cm×5m	140個
	網包帯 大 (1.6m)	180枚
	副木 (シーネ) 腕用 (M) 62×8	60本
	副木(シーネ)足用 (L) 82×10	60本
	マスク (ディスポーザブル)	60枚
	ディスポ手袋(滅菌品)プラテック中	60足
	輸液セット(翼状針ベニューラ針三方	660セット
	活栓付きセット	000 E 9 T
	小児用輸液セット( 〃 )	420セット
	ディスポーザブル注射器 10ml	600本
	ディスポーザブル注射器 20ml	600本
	ディスポーザブル注射器 50ml	600本
	ディスポーザブル注射針 21G	1,000本
	ディスポーザブル注射針 (翼状針) 21G or 23G	500本

# 〇災害用備蓄医薬品の補充に関する覚書

この覚書は、平成12年4月1日に締結された原村(以下「甲」という。)と諏訪中央病院(以下「乙」という。)との「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」(以下「本契約」という。)に基づき、災害用備蓄医薬品及び医療機材(以下「医薬品」という。)の補充について必要な事項を定めるものとする。

(医薬品の補充)

- 第1条 乙は保管業務の中で、本契約第3条の規定による管理において使用期限が切れる医薬品がある場合は、甲に連絡し必要な医薬を補充しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定に基づく期限切れ医薬品リストを甲が指定する日までに提出しなければならない。

(費用負担)

- 第2条 前条第1項の規定に基づき、補充した医薬品に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は年度末までに補充した医薬品の費用を一括支払うものとする。 (有効期間)
- 第3条 この覚書の有効期間は平成18年2月1日から効力を発生し、その後は本契約第9条を適用するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保存するものとする。

平成18年2月1日

甲 原村長 清水 澄

乙 諏訪中央病院組合

組合長 茅野市長 矢 崎 和 弘

# 〇災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と諏訪みどり農業協同組合(以下「乙」という。)とは、原村内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

**第1条** この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して 要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

**第2条** 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給 について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について 積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指 定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

**第5条** 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

**第6条** 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて 乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の引取)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、引き取るものとする。

(費用)

- **第8条** 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

**第9条** 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結 等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協 議のうえ決定するものとする。

## 〔協定書〕

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を 遵守するものとする。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める ものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ 1 通を所持する。

平成10年12月15日

 甲
 原
 村

 原
 村
 長
 菊
 池
 八五郎

乙 諏訪みどり農業協同組合代表理事組合長 牛 山 壽 市

#### (別表)

## 災害時応急生活物資

段階	第1.	段階	第2段階	第3段階
权 陌	ライフライ	ンストップ	電 気 復 旧	水道復旧
期間	災害当日	1~3 目	4 日~6 日	7日~
	◎飲料水		飲料水	米
	◎菓子パン		インスタントラーメン	食パン
	◎牛乳		切り餅	めん類
	◎果物		レトルト食品(ごはん)	バター・ジャム
	◎レトルト食品	(ごはん)	缶詰	肉・魚
品	缶詰		紙おむつ	野菜
нн	懐中電灯		なべ	果物
	バケツ		濡れティッシュ	レトルト食品(おかず類)
	軍手		生理用品	インスタントラーメン
	濡れティッシュ		下着・靴下	緑茶・コーヒー・紅茶
	ガムテープ		タオル	トイレットペーパー
	トイレットペ	ーパー	紙コップ・紙皿	下着・靴下
目	紙おむつ		トイレットペーパー	なべ
	ガスボンベ・	ガスコンロ		マスク
	卓上ガスコンロ			
	なべ			
	夏  蚊取り線香			
	冬 使い捨てカイロ・毛布			

- (注1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (注2) 品目は、上記の外、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
- (注3) ◎印は、災害発生直後最優先に調達すべき品目

## 協力要請連絡先:

信州諏訪農業協同組合本所

₹392-0012

長野県諏訪市大字四賀7841

TEL 0266—57—8000

FAX 0266—57—7600

# ○長野県震度情報ネットワークシステムの管理運営に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と原村(以下「乙」という。)とは、甲の設置する長野県震度情報ネットワークシステム(以下「システム」という。)の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震発生時の初動体制及び広域応援体制等の充実強化のため、甲が乙の庁舎等 に設置するシステムの管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(システムの設置)

- **第2条** 乙はシステムの設置にあたり、乙の敷地及び庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。 (システムの変更)
- **第3条** 甲及び乙は、システムを変更しようとするときは、あらかじめその理由、変更内容及びその 他必要な事項について協議するものとする。

(システムの運用)

- 第4条 システムの維持管理は甲が行い、乙はその補助を行うものとする。
- 2 システムに故障等の障害が生じたときは、乙は速やかに甲に通報するものとする。
- 3 システムから得た情報は甲に帰属するものとし、乙も無償で利用できるものとする。 (経費の負担)
- 第5条 システムの維持管理に要する経費の負担は、次によるものとする。
  - (1) 甲が負担する経費
    - ア システムの保守点検に要する経費
    - イ システム運用に係る経費のうち、記録紙等の消耗品費
    - ウ システムの障害復旧に要する経費。ただし、第2号に該当する場合を除く
    - エ 甲の都合によりシステムの変更を行う場合の当該変更に要する経費
- (2) 乙が負担する経費
  - ア システムの運用に係る電気料及び震度情報を県に送信するための通信に要する経費
  - イ 乙の故意又は重大な過失により生じた障害に係る復旧経費
  - ウ 乙の都合によりシステムの変更を行う場合の当該変更に要する経費

(疑義の解決)

- **第6条** この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月20日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2 長野県知事 田 中 康 夫

# 乙 長野県諏訪郡原村6549-1原 村 長 清 水 澄

(付表)

## 長野県震度情報ネットワークシステム(原村)設備内容

主たる設備の設置場所:原村 原村役場敷地内

装置(機器)名	数量	備考
計測震度計	1式	(概ね0.52㎡)
計測震度計表示装置	1式	(概ね0.06㎡)
時刻校正用ラジオ (GPS) アンテナ・ アンプ	1式	ラジオ
電話加入権	1式	0266-79-2941

# 〇災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と茅野市諏訪郡歯科医師会(以下「乙」という。)は災害時の歯科医療 救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、原村地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動(以下「救護活動」という。)を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣等)

- 第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護 班(以下「救護班」という。) の編成及び派遣を要請する。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害 現場に派遣するものとする。

(救護班の他市町村への派遣)

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派 遣することができる。

(災害歯科医療救護計画の策定等)

- 第4条 乙は、第2条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これ を甲に提出する。
- 2 乙は、災害歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に 提出する。

(救護班の任務)

- 第5条 救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。
- 2 救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 歯科傷病者の収容歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
  - (2) 歯科傷病者に対する応急処置
  - (3) 死体の確認及び検案
  - (4) 前各号に定めるほか必要な処置

(救護班に対する指揮命令)

**第6条** 甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて 指揮命令を行うことができる。

(救護班の輸送)

第7条 甲は、救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。

(医療品等の供給)

第8条 災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

- 第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災 地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。
- 3 甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。 (医療費)
- 第10条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。 (費用負担)
- 第11条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。
  - (1) 救護班の編成、待機及び派遣に要する費用
  - (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- 2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上、決定するものとする。 (損害補償)
- 第12条 甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補 償条例(平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号)の規定に準じて補償を行うものとする。
- 2 第9条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

**第14条** 第3条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

- 第15条 救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のため必要 な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。 (費用等の請求)

**第17条** 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

**第18条** 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(委任)

**第19条** この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

## 〔協定書〕

(協議)

**第20条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方1通を保有する。

平成15年3月25日

甲原 村 長 清水 澄

乙 茅野市諏訪郡歯科医師会長 酒 井 満 明

# 〇災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成15年3月25日付けで、原村(以下「甲」という。)と茅野市諏訪郡歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」(様式第1号)、「歯科医療報告書」(様式第2号)、及び「医薬品等使用報告書」(様式第3号)により甲に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班 員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(様式第4号)により甲 に報告するものとする。

(歯科医療施設等損傷報告書)

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」(様式第5号)により甲に報告するものとする。

(費用弁償の額)

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

(費用等の請求)

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」(様式第6号)、「医薬品等実費弁償請求書」(様式第7号)、及び「歯科医療施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書」(様式第8条)により甲に請求するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認の上、速やかに乙 に対し支払うものとする。

平成15年3月25日

甲 原村長

清 水 澄

乙 茅野市諏訪郡歯科医師会長 酒 井 満 明

## 〔協定書〕

#### 別表

日当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の例による。 なお、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	歯科医師は特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例(昭和3 6年原村条例第26号)の例による。 歯科衛生士及び看護師は職員の旅費に関する条例(昭和36年原村 条例第26号)の例による。
時間外勤務手当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	原村一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年原村条例第33 号)を準用する。 この場合において、同条例第38条の勤務1時間当たりの給与額 は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

# 〇災害時における応急措置に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と原村建設事業協同組合(以下「乙」という。)は、原村内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に行う応急対策に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て行う応急対策について、迅速かつ円滑に 行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- **第2条** 甲は、災害時に応急対策の必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。
  - (1) 災害等の状況及び協力を要請する事由
  - (2) 必要とする人員数
  - (3) 必要とする資材及び機器の種類及び数量
- (4) 応急対策の必要な場所、応急対策の内容及び期間
- (5) その他必要な事項

(協力の実施)

- 第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、迅速に出動し対応するものとする。
- 2 乙は、災害時の状況により通信手段が途絶した場合、甲からの要請がない場合でもこの協定の趣旨に基づき応急対策を実施できるものとする。
- 3 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での 諸調達について必要な援助を行うものとする。

(事前計画)

第4条 乙は、応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、組織体制、連絡体制及び工事施工区域を 定めておかなければならない。

(経費の負担)

- **第5条** この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲が負担する経費の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。 (災害補償)
- 第6条 この協定に基づき応急対策に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、原村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の規定に基づき、甲が補償するものとする。
- 2 この協定に基づく応急対策活動により生じた機器の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第7条 乙が、この協定に基づく応急対策従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### 〔協定書〕

(報告)

- 第8条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告 するものとする。
  - (1) 応急対策に従事した人員数及び従事した期間
  - (2) 応急対策に使用した資材の種類及び数量
  - (3) 応急対策に使用した機器の種類、台数及び使用時間
- (4) その他必要な事項

(経費等の請求)

**第9条** 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲が定めるところによるものとする。

(経費等の支払)

**第10条** 甲は、前条の請求書を受理したときは内容を確認し、速やかに経費等の支払をするものとする。

(応急対策等の訓練)

第11条 乙は、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じて甲が行う訓練に参加するものとする。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- **第13条** この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地 1 原村

原村長 清水澄 印

乙 長野県諏訪郡原村8923番地1 原村建設事業協同組合

代表理事 清 水 昌 敏 印

# ○原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

原村(以下「甲」という。)とエルシーブイ株式会社(以下「乙」という。)は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は「原村地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、 若しくは爆発その他の状態をいう。
  - (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき 
    乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送をいう。

(運用)

- 第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。
  - (1) 乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
  - (2) 災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。 (費用の負担)
- 第4条 放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。
  - (1) 災害緊急放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

(協定期間)

- 第5条 この協定の効力は次のとおりとする。
  - (1) 協定締結の日から平成19年10月22日までとする。
  - (2) 協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- **第6条** この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。
  - この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。 平成18年10月23日

甲 原村長 清水 澄

乙 エルシーブイ株式会社

代表取締役社長 務臺 和正

# ○臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

諏訪広域連合(以下「甲」という。)とエルシーブイ株式会社(以下「乙」という。)は、諏訪圏域において大規模災害等により、甚大な被害が発生した場合の臨時災害放送局(以下「臨災局」という。)の開設及び運用の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、いち早く必要な情報を住民に提供することにより、災害等による被害の軽減化を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1)「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
  - (2)「臨時災害放送」とは、放送法第8条及び放送法施行規則第7条第2項第2号に規定された放送 をいう。

(臨災局の開設)

- 第3条 甲又は甲の関係市町村は、住民に対し災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が適切で あると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。
- 2 大規模災害が複数の自治体におよんだ場合及び一自治体において甚大な被害を受けた場合においても前項の判断により免許申請を行うものとする。

(運用)

- **第4条** 甲に臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。
- 2 臨時災害放送の内容等については、別に定める運用マニュアルにもとづき放送するものとする。
- 3 臨災局としての放送終了については、甲及び甲の関係市町村、乙において協議の上決定するものとする。

(経費負担)

**第5条** 臨災局の運用について発生した経費は、甲が負担するものとし、乙は別に定める臨災局運営 に掛る算出根拠にもとづき請求するものとする。それ以外については、甲乙協議のうえ決定するも のとする。

(連絡責任者)

第6条 甲、甲の関係市町村及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

**第7条** この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙 が誠意をもって協議し決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は、次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年8月21日

甲 諏訪広域連合

広域連合長 山 田 勝 文

乙 エルシーブイ株式会社

代表取締役社長 河口 譲

〔協定書〕

〇緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原 村の水道応急連結管に関する協定書

緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村(以下「6市町村」という。)相互の応急給水の推進を目的として、隣接する市町村間に設置する応急連結管(以下「連結管」という。)に関し、次のとおり協定する。

(目的)

**第1条** この協定は、災害等緊急時において、相互に給水するために設置する連結管に関する基本的 事項を定めることを目的とする。

(相互協力)

第2条 6市町村は、連結管を設置し円滑に運用するため、互いに協力するものとする。

第3条 連結管の設置については、協定の趣旨に基づき接続可能な市町村から実施するものとし、接続期間、接続場所、工事の施工、維持管理、費用負担、財産区分及び運用等必要な事項は、連結管を接続する市町村で別に協議する。

(応急給水の要請等)

(連結管の設置場所等)

- 第4条 応急給水の要請及び回答は、次のとおりとする。
- (1) 連結管による応急給水の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でできるものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 応急給水の要請に対する回答は、要請に準じて行うものとする。

(応急給水の実施)

第5条 応急給水は、原則として相互の職員立会のもと開始するものとする。

(協定の効力)

**第6条** この協定は、締結の日から効力を生じ、いずれかの当事者が文書による破棄の通告をしない 限り、効力を存続する。

(疑義等)

**第7条** この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義を生じたときは、連結管を接続する 市町村で協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、6市町村それぞれが押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成19年8月24日

 岡谷市長
 林 新一郎

 諏訪市長
 山田 勝文

 茅野市長
 柳平 千代一

 下諏訪町長
 青木 悟

 富士見町長
 矢嶋 民雄

 原村長
 清水 澄

# ○長野県防災行政無線設備の管理運営に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と原村(以下「乙」という。)とは、甲が所有する長野県防災行政設備の設置並びに管理及び運営について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡を図るため、長野県防 災行政無線設備の適切な管理及び運営について定める。

(設備の設置)

- 第2条 甲は、乙の施設内に防災行政無線(衛星系)(以下「無線局」という。)設備を設置する。
- 2 無線局設備の内容は付表-1のとおりとする。
- 3 乙は無線局設備の設置場所を無償で提供するものとする。
- 4 乙は、無線局を無償で利用できるものとする。

(付帯設備)

- 第3条 乙は、無線局に付帯する設備(以下「付帯施設」という。)を設置できるものとする。
- 2 付帯設備の内容は、付表-2のとおりとする。
- 3 乙は、付帯設備の全部又は一部の廃止若しくは増設をしようとするときは、あらかじめ甲に協議 するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 無線局設備の維持管理等の管理運営に要する経費の負担は次の各号によるものとする。
- (1) 甲が負担する経費
- ア 甲の都合により、無線局設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- イ 無線局設備の故障復旧に要する経費(乙の責めに帰すべき事由により生じた経費を除く。)
- ウ 一般財団法人自治体衛生通信機構に対する費用(分担金)
- エ 甲が設置した無停電電源装置及び非常用発電機の蓄電池交換に要する経費
- (2) 乙が負担する経費
- ア 乙の都合により無線局設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- イ 乙の故意又は過失により生じた損傷の修理に要する経費
- ウ 乙が利用する衛生通信サービス利用料
- エ 無線局設備の運用に伴う電気料及び燃料費並びに端末機器の紙代及びトナー代
- オ その他無線局の管理、運営に要する経費
- (3) 甲が負担し、その2分の1 (円未満端数は切り捨て) を甲の請求により乙が負担する経費 無線局設備の点検等保守管理に要する経費
- (4) 甲、乙協議して負担する経費

落雷等自然現象による重大な故障、耐用年数経過による陳腐化、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合等、根本的改造工事を必要とする場合の当該事業に要する経費

- 2 付帯設備の設置、維持管理及び廃止に要する経費は、乙が負担するものとする。 (無線局の増設)
- **第5条** 乙が事務の緊密な連絡を図るために新たに無線局の設置を希望するときは、甲、乙協議のうえ、無線局設備を設けることができるものとする。
- 2 前項の規定により設置した無線局の管理運営等については、甲、乙協議により決定するものとす

### 資料編

## 〔協定書〕

る。

(無線局の廃止)

第6条 無線局を廃止するときは、甲、乙協議のうえ行うものとする。

(協定外の事項)

- **第7条** この協定について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ解決するものとする。 (協定の履行に必要な事項)
- **第8条** 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

### 附 則

平成20年3月1日付け「長野県防災行政無線の管理運営に関する協定書」は廃止する。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所 持する。

平成30年3月16日

甲 長野県知事 阿部 守一

乙 原村長 五 味 武 雄

## (付表-1) 第2条関係

無線局設備 (原村)

## 局種別

装置(機 器)名	員 数	備考
空中線設備		
オフセットアンテナ	1基	1.2mφ融雪付
アンテナ銅管柱	1本	
衛生系19インチラック	1架	端局装置、ルータ、L-2SW、防災交換機、保守用
		電話機内蔵(庁舎交換機接続、IBN接続)
端末機器		執務室、宿直室等
一斉受令用パソコン	1台	
複合機	1台	
一斉受令表示装置	2台	
ホットライン表示機	1台	
防災用パソコン	1台	
防災電話機	2台	
通信機器		
中継端子盤	1台	
光メディアコンバータ	2台	光成端箱内蔵
端末用L-2SW	1台	光成端箱内蔵
光成端箱	2台	
電源機器		
無停電電源装置	1台	汎用 3 k V A
耐雷トランス	1台	5 k V A
交流分電盤	1台	
非常用発電機	_	(庁舎非常用発電機回路接続)
その他 (諏訪広域連合内設置)		(連合構成市町村共用)
L 2 - SW	(1台)	
無停電電源装置	(1台)	汎用 1 k V A

## (付表-2) 第3条関係

# 付帯設備 (原村)

装置(機 器)名	員 数	備考
受信機器		
デジタル映像受信機(IRD)	_	
J-ALERT	1台	
端末機器・通信機器・電源機器		

〔原村防災〕 **1375** 

# 〇災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と一般社団法人長野県建築士会諏訪支部(以下「乙」という。)は、原村内において地震等による災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、二次災害の防止を図るため、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画に基づき、甲の指定する避難所等に対して、乙が被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)を実施することにより、原村民の安全を確保するために、必要な事項を定める。

(協力の要請)

- **第2条** 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号 に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。
  - (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
  - (2) 応急危険度判定の実施内容
  - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭を もって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由 がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。
- 2 乙は、原村内で、震度 5 強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。この場合、甲から乙に応急危険度判定の要請があったものとみなす。
- 3 乙は、甲からの協力要請後又は地震発生後、できるだけ速やかに甲が指定した避難所等の応急危 険度判定を実施するものとする。

(事前計画)

- **第4条** 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難所等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。
- 2 甲は、判定する避難所等を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。
- 3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制、判定従事者及び連絡体制 (以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。
- 4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。 (報告)
- **第5条** 乙は、応急危険度判定を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。
- 2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 実施内容及び結果

- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(災害補償)

第6条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間、当該活動により死亡又は負傷し、若しくは傷害の状態となったときの補償は、長野県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な 目的に利用してはならない。

(有効期間)

**第8条** この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協定の継承)

- **第9条** 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織(以下「組織」という。)又は甲の区域(以下「区域」という。)が変更された場合には、速やかに相手方に通知をするものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。
- 2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。 (協議)
- 第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議 して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 諏訪郡原村6549-1 原村

原村長 五味 武雄

- 乙 諏訪市上川1-1644-10
  - 一般社団法人 長野県建築士会諏訪支部 支部長 大井 一美

# ○災害時における救援物資提供に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と北陸コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機(以下「販売機」という。)の運用により、災害時の飲料等供給・情報提供を図り、もって村民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次の通り協定を締結する。

(災害時における販売機を活用した協力)

- **第1条** 甲の区域内において、ライフラインが遮断、若しくはその恐れがある災害が発生した場合において、甲は乙に対し甲が設置する災害対策本部等を通じ販売機内の飲料の提供について要請することができるものとする。
- 2 乙は前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただ し販売機のフリーベンド(無償提供)設定は甲が行うものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

(災害時における救援物資提供)

- **第2条** 乙は、第1条1項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、 有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。
- 2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書(様式第2号)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速 やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

(販売機の設置等)

- **第3条** 乙は、甲が管理する施設内等に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。
- 2 乙は販売機設置後は、その維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。 (メッセージボードの使用)
- **第4条** 甲は、販売機に搭載されたメッセージボード(以下「ボード」という。)に行政情報及び災害情報(以下「情報」という。)を甲の判断により適宜表示できるものとする。
- 2 甲がボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを、表示させるもの とし、その費用については乙の負担とする。

(販売機操作の為の機材)

**第5条** 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーベンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で 貸与するものとする。

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了

前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、この協定を1年間継続するものとし、以後 毎年この例による。

(協議)

**第7条** この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない 事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年2月16日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地 1 原村長 清水 澄

乙 富山県高岡市内島3550番地 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 稲垣 晴彦

### 常 書

原村(以下「甲」という。)と北陸コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)が平成23年2月16日に締結した、「災害発生時における飲料水の供給に関する協定書」(以下「協定」という。)の実施にあたり、次のとおり覚書を取り交わす。

(連絡責任者)

- 第1条 協定の連絡責任者は、甲においては原村総務課長、乙においては北陸コカ・コーラボトリング株式会社諏訪支店長とする。
  - ※甲もしくは乙に連絡責任者の変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。 (地域貢献型自動販売機の設置場所等)
- 第2条 乙が、協定第2条第1項第1号のメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機(以下「地域貢献型自動販売機」という。)を設置する場所及び台数は別表1%のとおりとする。 ※設置場所・台数に変更があった場合は、甲乙双方にて確認し別表1を更新するものとする。 (地域貢献型自動販売機のiKeyの管理等)
- 第3条 甲は地域貢献型自動販売機のメッセージボード等の運用にあたり、乙が甲に対し i K e y (「パワーキー・一般キー」を i K e y と称し、以下「i K e y」とする。)を提供し、甲は責任を持って保有・管理する。
- 2 乙は毎年年度始めに甲が保有・管理する i K e y を別表 1 をもって、甲乙双方にて確認を行うものとする。
- 3 甲が保有・管理する i K e y を紛失した場合、甲は速やかに乙へ連絡を行うものとし、乙は速やかに必要な措置を行うものとする。
- 4 紛失キーの再発行における費用負担は甲が負担するものとする。
- 5 甲は i K e y を管理する担当部署・管理者に変更が生じた場合、速やかに乙へ連絡を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本覚書の取決め期間は契約日より1年とするが、甲乙共に異議が無い場合、更に一箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月16日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村長 清水 澄

乙 長野県岡谷市湊 5-14-1北陸コカ・コーラボトリング株式会社諏訪支店長 大畔 弘靖

別表1 地域貢献型自動販売機 設置場所・台数・i Key管理

	設置場所/管理者施設名	所在地/部署	管理 責任者	マシン コード	i Key種 別※	i key 個数	i Key No.
	原村役場	総務部	総務係		パワー	1	
1	原村社会体育館	諏訪郡原村1208 7		1991434			
	(以下 余白)						

※パワーキー:フリーベンド・メッセージ入力機能付き / 一般キー:メッセージ入力のみ

上記に相違ない事を確認する。

平成23年9月16日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1

原村長 清水 澄

乙 長野県岡谷市湊 5-14-1 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 諏訪支店長 大畔 弘靖

〔原村防災〕 **1381** 

# 〇災害発生時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長(以下「甲」という。)と、原村長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、原村長の地域について災害の発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
  - 一 原村長内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
  - 二 原村長災害対策本部が設置された場合
  - 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

(情報交換の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
  - 一 一般被害状況に関すること
  - 二 公共土木施設(河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等)の被害状況に関すること
  - 三 その他甲及び乙が必要な事項

(情報交換員(リエゾン)の派遣)

**第4条** 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に連絡情報員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。 (平素の協力)

第5条 甲及び乙が必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月11日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 長野県諏訪郡原村6549-1

原村

原 村 長 清 水 澄

# ○災害時の医療救護についての協定書

原村(以下「甲」という。)と諏訪助産師会(一般社団法人長野県助産師会諏訪地区)(以下「乙」という。)とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定書は甲が策定する原村地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が 行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護計画)

- 第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、 これを甲に提出するものとする。
- 2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を 甲に提出するものとする。

(助産師の派遣)

- 第3条 甲は、防災計画に基づき、大規模な災害又は事故等において助産師の活動を必要と認めると きは、乙に、助産師の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、助産師を派遣するものとする。
- 3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間のない場合には、乙は助産師を派遣した 後、速やかに甲に報告しその承認を受ける。

(助産師に対する指揮)

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(助産師の活動)

- 第5条 乙が派遣する助産師は、甲が指定緊急避難場所及び指定避難所、又は災害現場等に設置する 救護所、その他甲が指定する場所において、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 妊産婦に対する保健指導
  - (2) 分娩の介助
  - (3) じょく婦又は乳児に対する保健指導
  - (4) その他必要な事項

(助産師の移動手段)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、輸送確保に努める。

(医薬品の供給)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が必要と認める ものを携行するものとする。
- 2 甲は、乙の派遣した助産師が医薬品等又はその他必要な資材を必要とする場合は、供給するものとする。

(訓練)

#### 資料編

### 〔協定書〕

- 第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。 (費用弁償等)
- 第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
  - (1) 助産師の派遣に要する経費
  - (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 助産師が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、医療救護活動実施細目に定める。

(協議)

第11条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の うえ定める。

(有効期間)

- 第12条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という)は、令和4年7月25日から令和5年3月 31日までとする。
- 2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了 の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年7月25日

甲 原村

原村長 五味 武雄 印

乙 一般社団法人長野県助産師会諏訪地区

地区長 石井 妙子 印

# 〇災害時における応援協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と諏訪生コン協同組合(以下「乙」という。)とは地震、風水害等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他による大規模な災害(以下「災害」という。) が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請及び応援協力)

- **第2条** 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

(応援協力の内容)

- 第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。
  - (1) 消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
  - (2) 乙の組合員が所有する重機 (オペレーター付) の提供
  - (3) 乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
  - (4) 乙の組合員が所有する工場敷地の提供
  - (5) その他、甲が必要と認めるもの

(要請手続き)

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は応援協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

**第5条** 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書 (様式第2号)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 第2条2項及び第3条に規定する応援協力に要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法92条に定めるところによる。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上 決定するものとする。

#### 資料編

### 〔協定書〕

(経費等の支払)

**第8条** 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

- 第10条 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者の うち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、 若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、原村消防団員等公務災害補償条 例 (昭和41年原村条例第14号) に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。 (情報提供)
- 第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的 に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、期間 終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間 更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

**第13条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 清水 澄

# ○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

原村(以下「甲」という。)、長野県石油商業組合(以下「乙」という。)及び長野県石油商業組合 諏訪支部(以下「丙」という。)は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある 場合(以下「災害時」という。)において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的 な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、原村地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって住民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- **第2条** 災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員(以下「乙及び丙等」という。)に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。
  - (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
  - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
  - (3) 乙及び丙等が取り扱う物資(前2号で規定する石油類燃料を除く。)の供給及び要員の動員等
  - (4) 乙及び丙等の給油所における、被災者、帰宅困難者及び観光客(外国人を含む。)等(以下「被災者等」という。)に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
  - (5) 乙及び丙等の給油所における被災者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
  - (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である被災者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の 支援
- 2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

**第3条** 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を 実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要 請を待たないで支援を実施するものとする。

(報告手続)

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告 し、その後、速やかに救援実施報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価 及び乙及び丙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、原則として当該石油類 燃料の供給等を受けた者(以下「供給先」という。)が負担するものとし、災害発生時直前におけ る通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

〔原村防災〕 **1387** 

#### 資料編

### 〔協定書〕

(費用の支払)

- **第6条** 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。 (事故等の報告)
- 第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

- 第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的 に行い、災害時に備えるものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿(様式第3号)を作成し相 互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について 協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合 員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(住民への周知)

**第11条** 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について住民へ周知を 図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特 段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

**第13条** この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及 び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 原村

原村長 清 水 澄 ⑩

乙 長野県石油商業組合

理事長 渡邉 一正 印

丙 長野県石油商業組合諏訪支部

支部長 小松 市男 ⑩

# 〇災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と長野LP協会諏訪支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県LPガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策 上重要な施設又は応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定める ものとする。

(協力要請)

- **第2条** 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第4条に掲げる業務の協力 要請を行うことができる。
- 2 乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。
- 3 第1項の規定による要請は、LPガスの供給等要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

**第3条** 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条 を実施する。

(協力業務)

- 第4条 協力業務は次のとおりとする。
  - (1) 甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅へのLPガスの優先的な供給、また、LPガスを供給する場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給
  - (2) 別表に掲げるLPガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給
  - (3) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管
  - (4) 被災地域のLPガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
  - (5) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
  - (6) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に 必要な業務

(報告手続)

第5条 乙及び丙は、第3条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに協力実施報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条第1号及び第2号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用

#### 資料編

### 〔協定書〕

- は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定する。 (役割分担)
- 第7条 甲は、災害時において円滑にLPガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。
- 2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第4条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。
- 3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたとき は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

- **第8条** この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課総務係、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。
- 2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を 設置する。
- 3 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、 相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡体制の整備)

- 第9条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとと もに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。
- 2 前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙 にそれぞれ提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(災害補償)

- 第11条 第4条の協力業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、原村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。
  - (1) 故意又は重大な過失による場合
  - (2) 当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合
  - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事頃については、その都度甲、乙及び丙が相互 に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及 び丙から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月26日

甲 原村

原村長 清 水 澄 印

乙 長野LP協会諏訪支部

支部長 野口行敏 印

丙 一般社団法人長野県LPガス協会

会 長 小 林 芳 夫 印

別表

LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ
--------	--------------------

# ○災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部(以下「乙」という。)は、原村内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における応急対応に必要な資機材(以下「資機材」という。)のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して 要請を行ったときをもって発動する。

(レンタルの協力要請)

- **第3条** 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

(レンタルの範囲)

- 第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。
  - (1) 別表に掲げる資機材
  - (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

(要請手続)

- 第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書(様式第1号)(以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。(資機材のレンタルの協力)
- **第6条** 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に 行うものとする。
- 2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(資機材の運搬搬入等)

- **第7条** 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のう え引渡を受けるものとする。
- 3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する ものとする。

(費用の負担)

- **第8条** 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲の過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修理費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

 (費用の支払い)

- 第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。 (情報交換)
- **第10条** 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、 災害時に備えるものとする。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定める ものとする。

(有効期間)

**第12条** この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 27 年 3 月 27 日

甲 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1 原村 原村長 清 水 澄 印

乙 長野県飯田市上郷黒田 2731-1

一般社団法人日本建設機械レンタル協会

長野支部

会長 原 茂 印

## 資料編

## 〔協定書〕

# 別表(第4条関係)

○発電機 (2~3KVA)	Oツイントイレ
○発電機(10~25KVA)	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	〇ホワイトボード (脚付)
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール (屋内)	○コピー機
○コードリール (屋外)	○レーザープリンター
○投光機(500w・1kw)	Oノートパソコン
○投光機(2 灯式)	○衛星電話
○投光機(4 灯式)	○コードレス電話
○投光機(バルーン型)	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビ
○コンテナハウス (3 坪クラス)	○ファンヒーター
○コンテナハウス (4 坪クラス)	○扇風機

# ○災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と、一般社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)及び公益 社団法人長野県トラック協会霊柩部会(以下「丙」という。)とは、災害等発生時における遺体搬送 に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、原村に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害(以下「災害等」という。)が発生し、その災害等により、多数の死亡者が発生した場合に、甲から乙及び丙に対しての霊柩自動車による遺体搬送(以下「搬送」という。)の要請及びその手続きについて必要事項を定めるものとする。

(搬送要請)

**第2条** 甲は、災害等が発生した場合に搬送を必要とするときは、乙及び丙に対して搬送を要請することができることとする。

(搬送拠点の確保及び火葬計画)

**第3条** 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点(駐車スペース、宿泊スペース等)を確保するとともに、火葬計画を立てるものとする。

(要請の方法)

- 第4条 第2条の規定による甲の要請は、原村長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書(様式 第1号)により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うこと ができることとする。
  - (1) 担当者の連絡先
  - (2) 要請の理由
  - (3) 必要とする霊柩車両数又は遺体の数
  - (4) 搬送拠点の場所(所在地、施設名)
  - (5) その他必要な事項

(搬送業務)

- 第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙及び丙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への 遺体の搬送に従事するものとする。
- 2 搬送及び遺体保護のために必要な物品(棺、冷却剤等)は、原則として乙及び丙が調達するものとする。

(搬送実績報告)

- 第6条 乙及び丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送 実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。
  - (1) 搬送従事者名及び従事車両数
  - (2) 搬送を行った期間
  - (3) 使用した物品の種類及び数量
  - (4) その他必要な事項

#### 資料編

### 〔協 定 書〕

(費用の負担及び算定方法)

- 第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。
- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
- 3 付帯費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。
- 4 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

- 第8条 乙及び丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。
- 2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲の要請事項以外に、乙又は丙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合、 当該協力に要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。 (費用の支払い)
- **第9条** 甲は、前条第1項の規定に基づき乙又は丙から費用の支払い請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

(災害補償)

- 第10条 この協定に基づく搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、原村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の規定に準じて、甲が補償するものとする。
- 2 乙又は丙の搬送業務により生じた霊柩車両の損傷については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 乙又は丙が、この協定に基づく搬送業務従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法 及び賠償額は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(広域的な応援体制)

**第12条** 乙及び丙は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を越えた広域的な 応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第13条 乙及び丙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙及び丙の会員名簿を甲に提出するものとする。協定の有効期間を延長した場合も同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては原村総務課長とし、乙及び丙にあっては、丙の霊柩部会長とする。

(災害情報の提供)

第15条 乙及び丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。 (守秘義務)

第16条 乙及び丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

- 第17条 甲は、必要に応じて乙又は丙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。
- **2** 乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に甲の職員の同乗を要請する ことができるものとする。

(変更の通知)

**第18条** 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに相互 に通知するものとする。

(定期協議)

第19条 甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の施行日)

第20条 この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成28年3月18日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 長野県原村6549番地1 長野県原村

原村長 五味 武雄 即

乙 東京都新宿区四谷3-2-5全日本トラック総合会館2F

一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 一柳 鎨 ⑩

丙 長野県長野市南長池710-3

公益社団法人 長野県トラック協会 霊柩部会

部会長 伊藤達成 ⑩

# 〇大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

原村(以下「甲」という。)と東日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、大規模災害の発生により乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が 発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本協定が適用される乙の駅は、青柳駅、すずらんの里駅及び左記の駅を管理する茅野駅(以下「駅」という。)とする。

(定義)

- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
  - (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合又は甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

(安全の確保)

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

(避難誘導)

- **第4条** 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。
  - (1) 乙は、駅に帰宅困難者が生じた場合、その駅の所在地に属する関係自治体と協議のうえ、指定された避難所へ帰宅困難者を誘導する。
  - (2) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所に帰宅困難者 を誘導することができる。この場合、乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や 駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- 2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。 (情報共有)
- **第5条** 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。
- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。
- 3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。
- 4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在場所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

(平常時の備え)

第6条 甲及び乙は大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を別紙2のとおり指定するとともに、 非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。 (協議)
- **第7条** 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定める ものとする。

(協定有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その1通 を保有する。

平成28年3月18日

甲 諏訪郡原村6549番地 1 原村 原村長 五 味 武 雄

乙 長野市栗田源田窪992-6 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員長野支社長 川 合 正 敏

# 【別紙1】

	甲が指定する避難所					
	名称	所在地	連絡先	収容人員 ( )内は屋内収容人 員		
1	原小学校体育館	原村6585番地	0266-79-2123	524人 (524人)		
2	原村社会体育館	原村12087番地	0266-79-4922	888人 (888人)		
3	原村地域福祉センター	原村6649番地	0266-79-7092	99人 (99人)		

甲は、必要に応じ、この表にない施設を避難所として指定することができる。

## 【別紙2】

## 相互の連絡窓口

原村	茅野駅
<ul><li>○連絡窓口・電話番号</li><li>(平日)</li><li>原村役場総務課総務係</li><li>0266-79-2111</li><li>(土休日・夜間)</li><li>原村役場宿直</li><li>0266-79-2111</li></ul>	○連絡窓口・電話番号 茅野駅 TEL 0266-72-2242 FAX 0266-72-1073 茅野駅長携帯 080-9206-9795

## 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定の一部変更に伴う覚書

原村(以下「甲」という。)と東日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、平成28年3月18日に締結した大規模災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関する「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」について、一部を次のとおり変更し覚書を結ぶものとする。

### 1. 変更内容

【別紙2】を次のとおり変更する。

#### 相互の連絡窓口

相互の連絡は				
原村	茅野駅			
<ul><li>○連絡窓口・電話番号</li><li>(平日)</li><li>原村役場総務課総務係</li><li>0266-79-2111</li><li>(土休日・夜間)</li><li>原村役場宿直</li><li>0266-79-2111</li></ul>	<ul><li>○連絡窓口・電話番号 茅野駅</li><li>TEL 0266-71-1070</li><li>FAX 0266-72-1073</li><li>茅野駅長携帯</li><li>080-9206-9795</li></ul>			

2. この覚書については、平成28年7月1日より適用とする。

以上覚書の証とするため本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 五味 武雄

乙 長野市栗田源田窪992-6 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員長野支社長 川合 正敏

# ○災害時における災害救助犬出動に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会(以下「乙」という。)とは、 災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象)

第1条 この協定による活動は、原村内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動 が必要であると認めた人命検索活動とする。

(出動の要請)

- 第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬 の出動を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けて乙が出動させる災害救助犬の頭数は、災害状況、規模及び検索範囲等を考慮して、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(要請の受託)

第3条 乙は、前条第1項の出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員(以下「会員」という。)及び災害救助犬を出動させるものとする。

(活動の実施)

**第4条** 会員は、出動した災害現場においては、甲の指揮の下に人命検索活動を実施するものとする。

(活動の終了)

**第5条** この協定による活動の終了は、甲が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

(訓練の実施)

**第6条** 甲及び乙は、この協定に定める活動を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の負担)

**第7条** 第3条の規定に基づく出動に要する費用及び第6条の規定に基づく訓練への乙の出動に要する費用は、乙において負担するものとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。
- 2 前項に定める期間の満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を1年間更新する。
- 3 前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。 (災害現場等における損害補償)
- **第9条** この協定に基づく会員及び災害救助犬の活動又は訓練に伴って生じた損害の補償(第三者に対する損害の補償を含む。)は、乙及び会員の責任において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この協定に定める活動又は訓練によって、会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、原村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年原村条例第14号)の

規定に準じて、甲が負担するものとする。

(連絡会)

**第10条** 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

(協定の見直し)

**第11条** 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

(協議)

- **第12条** この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。 (委任)
- 第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 五味 武雄

乙 神奈川県藤沢市葛原766-1 特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会 理事長 村瀬 英博

# 〇「災害時における災害救助犬出動に関する協定」実施細目

### (趣旨)

第1 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定(平成28年3月25日締結。以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、原村(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会 (以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (出動対象災害等)

- 第2 甲が乙に、協定第2条に規定する出動を要請する災害等は、次のとおりとする。
  - (1) 建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
  - (2) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害
  - (3) その他、甲が必要と認める災害

#### (出動の要請)

- 第3 甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書(別記様式1)又は電話等の方法により行うものとする。
  - (1) 災害の種別及び場所並びにその概要
  - (2) 出動場所
  - (3) 連絡方法
  - (4) 連絡及び誘導の担当者の所属及び氏名
  - (5) その他要請に必要な事項
- 2 乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を明示して、文書(別記様式2)又は電話等の方法により、甲に連絡するものとする。
  - (1) 責任者の氏名及び連絡先
  - (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
  - (3) 出動車両の車種及び台数
  - (4) 出動予定時間及び到着予定時間
  - (5) その他必要な事項
- 3 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲	連絡先	原村役場総務課	住所:長野県諏訪郡原村6549-1 電話:0266-79-2111 FAX:0266-79-5504
乙	連絡先 1 (昼)	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	住所:神奈川県藤沢市葛原766-1 電話:0466-49-3220 FAX:0466-49-3222
	連絡先2 (休日、夜間)	八ヶ岳国際救助犬育成セン ター	住所:諏訪郡富士見町落合6728 電話:080-5067-4356

### (連携活動)

第4 甲及び乙は、協定第6条の規定による訓練について、実践的な訓練を年1回以上実施し、円滑

な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

(活動状況の通知)

- 第5 乙は、活動が終了したときは速やかに、甲に対して次の事項を別記様式3により通知するものとする。
  - (1) 出動部隊概要(災害救助犬の頭数、人員、車両)
  - (2) 活動時間等の経過
  - (3) 活動内容
  - (4) その他必要な事項

(協議)

第6 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本書を2通作成し、甲乙それぞれが1通を保管する。

平成28年3月25日

# 〇災害時における相互応援協定書

南三陸町と原村(以下「協定町村」という。)は、協定町村の区域内で災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被害を受けた協定町村(以下 「被災町村」という。)の要請に応じ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援す ることについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

- 第1条 この協定による応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需品(次条第1項第3号において「物資」という。)並びにその供給に 当たり必要な資機材の提供
  - (3) 被災者の受入れ及び住宅のあっせん
  - (4) 災害応急対策に必要な車両及び資機材の提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 (応援の要請等)
- 第9条 | 内塚お亜誌|| よるレオス雄災町材け
- **第2条** 応援を要請しようとする被災町村は、電話その他の方法により次の事項を明確にした上で要請を行い、事後速やかに当該要請に係る文書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援を必要とする職員の職種及び人員
  - (3) 応援を必要とする物資、車両及び資機材の種類並びに数量
  - (4) 応援を必要とする場所及び当該場所までの経路
  - (5) 応援が必要と見込む期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 被災町村において大規模な災害が発生したことが明らかであって、通信途絶等の状況にある場合、協定町村は、自主的に情報を収集し、応援が必要と判断されるときは、この協定による応援を 行うことができる。この場合においては、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定町村は、誠意をもって対応するものとする。

(指揮)

**第4条** 応援の業務に従事する職員は、応援の要請を行った被災町村の指揮の下に行動しなければならない。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費の負担については、協定町村により協議し、決定するものとする。 (情報交換)
- 第6条 協定町村は、この協定に基づく応援が的確かつ円滑に行われるよう、平時から必要に応じ協議することとし、地域防災計画における規定事項その他の必要な情報を交換するものとする。 (その他)
- 第7条 この協定書に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、その都度協定町村に

より協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定町村の長が署名捺印の上、各自その 1通を保有する。

平成28年5月2日

宮城県南三陸町

南三陸町長 佐藤 仁

長 野 県 原 村

原村長 五 味 武 雄

〔原村防災〕 **1407** 

# 〇防災・減災に関する応援協定

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村(以下「市町村」という。)と公益財団法 人日本財団(以下「財団」という。)は、防災・減災対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、市町村の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害及びその他住民生活に重大な支障が生じる災害が発生した場合における住民生活の早期安定並びにその発生に備えた地域防災力の向上等を図ることを目的とする。 (連携協力の内容)
- 第2条 市町村及び財団は、前条の目的を達成するため、市町村が防災・減災対策の知識・技術を持った人材の派遣及び必要な支援活動の企画実施に関する事項を財団に要請したときは、誠意をもって積極的に連携協力するものとする。
- 2 前項に規定する事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、別に定める。 (確認事項)
- 第3条 市町村及び財団は、この協定の締結が、市町村が財団以外の者と連携し協力すること及び財団が市町村以外の地方公共団体と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。 (協定の変更)
- 第4条 市町村又は財団がこの協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、変更を行うものとする。

(協定の効力)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに市町村及び財団のいずれからも延長しない意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(担当者会)

第6条 市町村及び財団は、協力体制の維持及び推進のため、年1回以上担当者会を開催して情報交 換等を行うものとする。

(協議)

**第7条** この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、市町村及び財団相互 に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、市町村及び財団が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月17日

岡谷市長 今井竜五

諏訪市長 金子 ゆかり

茅野市長 柳平千代一

下諏訪町長 青木 悟

富士見町長 小林一彦

原村長五味武雄

公益財団法人 日本財団

会 長 笹 川 陽 平

# 〇大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所(以下「甲」という。)と長野県原村(以下「乙」という。)は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、 甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

- **第2条** 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、 乙に対する協力を行うものとする。
  - (1) 警戒・避難情報等の発令
  - (2) 災害対策資機材の提供
  - (3) 大規模土砂災害時等の防災体制の確立

(体制)

**第3条** 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

- **第4条** この協定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。
- 2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって 5年間延長し、以後も同様とする。

(疑議の決定)

**第5条** 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 29 年 3 月 30 日

- (甲) 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号 国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 所 長 椎 葉 秀 作 印
- (乙) 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1 長野県諏訪郡原村 原 村 長 五 味 武 雄 印

## ○災害時における避難所等施設利用に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と学校法人中野学園(以下「乙」という。)は、原村内に発生した地震その他による災害(以下「災害」という。)時において、避難場所及び避難所(以下「避難所等」という。)として乙が管理する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、災害時において甲が乙の管理する「岳明寮」の施設の一部を、避難所等として 利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

- **第2条** 乙は、避難所等として利用できる施設(以下「施設」という。)の範囲をあらかじめ定め、 甲に提示する。
- **2** 甲は、施設の範囲を住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。
  - (避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、周辺住民の住家が被害を受けた場合、又は被害を受ける可能性がある場合は、その状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

(開設の連絡等)

- 第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、乙に事前に連絡するものとする。
- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に連絡 をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に 対し開設した旨を連絡するものとする。
- 3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

- 第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 3 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 5 乙は、甲から避難所等の管理運営上必要となる事項について協力要請があったときは、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担する ものとする。

(避難所等の終了)

**第7条** 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に連絡するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成30年5月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、

## 〔協定書〕

以後この例による。

(協議)

**第9条** この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成30年5月1日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村 代表者 原村長 五 味 武 雄

乙 東京都中野区東中野3丁目3番4号 学校法人中野学園 代表者 理事長 柳 谷 孝

# 〇災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と興亜化成株式会社(以下「乙」という。)並びにHARIO株式会社 (以下「丙」という。)は、村内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における生活物資等の供給及び平常時における防 災教育の支援を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、甲、乙及び丙が日頃から連携し、災害時における住民生活の早期安定及び被災者支援のための生活物資等の迅速な供給並びに、平常時における災害に備えるための教育(以下「防災教育」という。)に協力して取組み、甲の一層の防災力向上に資することを目的とする。 (協力要請)
- 第2条 甲は、災害時に避難施設等において生活物資等を必要とする時、又は平常時の防災教育の支援について必要とする時は、乙及び丙に協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条 を実施する。

(協力の内容)

- 第4条 甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における生活物資等の範囲は、次の内容とする。(別紙1参照)
  - (1) 避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収
  - (2) 避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供
  - (3) 日用品の備蓄セットの提供
  - (4) その他災害時の応急対策に必要な生活物資等として、乙丙が供給できるもの
- 2 甲が、乙又は丙に協力を要請する防災教育の範囲は、地域における防災教育全般に係わるコーディネートとする。(別紙1参照)

(要請の手続き)

**第5条** 甲は、第2条に規定する協力の要請を、乙又は丙にするときは、生活物資等要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(引き渡し等)

- **第6条** 前条の要請書に基づく生活物資等の引き渡し場所への運搬は、原則として要請を請けた乙又 は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力 を求めることができる。
- 2 甲は、乙又は丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙又は丙が使用する車両を優先車両として 通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙又は丙が供給した生活物資等の費用及びそれらの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

## 〔協定書〕

2 前項に規定する費用は、乙又は丙が業務の履行後に提出する生活物資等報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準とし、甲乙丙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

**第8条** 前条第1項に規定する費用について、乙又は丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

- 第9条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先、連絡責任者及び担当者を 定めて共有するものとし、変更があった場合は、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙 2)
- 2 甲乙丙は、平時から第4条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。 (有効期間)
- 第10条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。
- 2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申出がない場合は、期間 満了の日の翌日から1年間延長され、以降これと同様とする。

(協議事項)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年7月12日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1

原村

原村長 五味武雄

乙 長野県伊那市御園180番地2

興亜化成株式会社

代表取締役社長 山 岸 弘 道

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1

HARIO株式会社

代表取締役 清 沢 俊太郎

### (別紙1)

## 協力の内容

## 1. 生活物資等の内容

- ① 発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ② 発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ ニコニコ備蓄セットの提供
- ④ その他の防災用品の提供

## 2. 防災教育の普及支援

- ① 防災体験・研修会、講演会の企画
- ② 防災出前講座の実施
- ③ 防災意識調査の実施
- ④ 一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤ 防災教育に関する情報提供

#### (別紙2)

## 連絡体制について

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村役場総務課

> 電話 0266-79-2111 FAX 0266-79-5504

乙 長野県伊那市御園180番地2 興亜化成株式会社

> 電話 0265-72-7264 FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1 HARIO株式会社

電話 0263-55-6754 FAX 0263-99-2481

# 〇災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所(以下「乙」という。)は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、原村内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

- 第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。
- 2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することと する。

(災害時の相互協力)

- **第3条** 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う 業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。
  - (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
  - (2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開 処置
  - (3) 停電情報等に関する情報連絡員の派遣
  - (4) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項
- 2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとと もに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

(電力供給施設に関する保安伐採)

- 第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採(以下「保安伐採」という。)について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。
- 2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲 の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

- **第5条** 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所(以下「前進基地」という。)として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。
- 2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

(定期的な情報交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換

等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を 徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りでは ない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

**第9条** 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その 損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。
- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2019年 3月22日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 五味 武雄

乙 長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43 中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー 諏訪営業所長 東本 清文

# 〇災害に係る情報発信等に関する協定

原村およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

#### 第1条(本協定の目的)

本協定は、原村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、原村が原村住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ原村の行政機能の低下を軽減させるため、原村とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次の中から、原村およびヤフーの両者の協議により具体的な内容 および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、原村の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、原村の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること
  - (2) 原村が、原村内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 原村が、原村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 原村が、災害発生時の原村内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 原村が、原村内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、 この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 原村が、原村内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定 のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 原村およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先および その担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡する ものとする。
- 3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、原村およびヤフーは、両者で 適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条(費用)

前条に基づく原村およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条(情報の周知)

ヤフーは、原村から提供を受ける情報について、原村が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービ

ス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の 目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、原村およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、原村およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、原村とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年11月1日

原 村:長野県諏訪郡原村6549番地1 原村 原村長 五 味 武 雄

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

# 〇災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と社会福祉法人誠心会(以下「乙」という。)とは、原村地域防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要配慮者 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に規定する高齢者、障害者、乳幼児その 他の特に配慮を要する者
  - (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所 (避難援護対象者)
- 第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が災害発生時に福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。 社会福祉法人誠心会 特別養護老人ホームアイリス

(要請)

- 第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を 開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。 (要請手続)
- 第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び 運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  - (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
  - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
  - (3) 開設希望期間
  - (4) その他村長が必要と認める事項

(設置及び運営)

- 第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
  - (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
  - (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

(運営期間)

- 第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。 (避難援護者の移送)
- 第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

- 第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表 (様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

- 第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び原村個人情報保護条例(平成12年条例第38号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月18日

- (甲) 原村6549番地1原村長 五味 武雄
- (乙) 原村10377番地2 社会福祉法人誠心会 理事長 五味 和夫

# 〇災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター(以下「乙」という。)とは、原村地域防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要配慮者 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に規定する高齢者、障害者、乳幼児その 他の特に配慮を要する者
  - (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所 (避難援護対象者)
- 第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が災害発生時に福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター

老人保健施設さくらの

(要請)

- **第5条** 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所 を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとす る。
- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

- 第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置 及び運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りで はない。
  - (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
  - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
  - (3) 開設希望期間
  - (4) その他村長が必要と認める事項

(設置及び運営)

- 第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
  - (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
  - (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出 (運営期間)
- **第8条** 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

- 第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。 (受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表 (様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

- 第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び原村個人情報保護条例(平成12年条例第38号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

## 〔協定書〕

令和2年3月18日

- (甲) 原村6549番地1原村長 五味 武雄
- (乙) 富士見町落合11100番地 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 統括院長 矢澤 正信

# 〇災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と有限会社宅幼老所とみさと(以下「乙」という。)とは、原村地域防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要配慮者 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に規定する高齢者、障害者、乳幼児その 他の特に配慮を要する者
  - (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所 (避難援護対象者)
- 第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が災害発生時に福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。 有限会社宅幼老所とみさと 宅幼老所とみさと

(要請)

- **第5条** 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を 開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。 (要請手続)
- 第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び 運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  - (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
  - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
  - (3) 開設希望期間
  - (4) その他村長が必要と認める事項

(設置及び運営)

- 第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
  - (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
  - (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

〔原村防災〕 **1425** 

### 〔協定書〕

(運営期間)

- 第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。 (避難援護者の移送)
- 第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

- 第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表 (様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

- 第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び原村個人情報保護条例(平成12年条例第38号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月18日

- (甲) 原村6549番地1原村長 五味 武雄
- (乙) 原村8132番地1 有限会社宅幼老所とみさと 代表取締役 平林 孝人

# 〇災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と社会福祉法人ひなたぼっこ(以下「乙」という。)とは、原村地域防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要配慮者 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に規定する高齢者、障害者、乳幼児その 他の特に配慮を要する者
  - (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所 (避難援護対象者)
- 第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が災害発生時に福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。社会福祉法人ひなたぼっこ ケアハウスひなたぼっこ

(要請)

- **第5条** 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を 開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。 (要請手続)
- 第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び 運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  - (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
  - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
  - (3) 開設希望期間
  - (4) その他村長が必要と認める事項

(設置及び運営)

- 第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
  - (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
  - (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

### 〔協定書〕

(運営期間)

- 第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。 (避難援護者の移送)
- 第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

- 第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表 (様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

- 第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び原村個人情報保護条例(平成12年条例第38号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月18日

- (甲) 原村6549番地1原村長 五味 武雄
- (乙) 原村18638番地1社会福祉法人ひなたぼっこ理事長 森 正明

# 〇災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

原村(以下「甲」という。)と社会福祉法人りんどう信濃会(以下「乙」という。)とは、原村地域 防災計画に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を 締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要配慮者 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に規定する高齢者、障害者、乳幼児その 他の特に配慮を要する者
  - (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所 (避難援護対象者)
- 第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が災害発生時に福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。 社会福祉法人りんどう信濃会 はらむら悠生寮

(要請)

- **第5条** 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を 開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。 (要請手続)
- 第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び 運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  - (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
  - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
  - (3) 開設希望期間
  - (4) その他村長が必要と認める事項

(設置及び運営)

- 第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
  - (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
  - (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

### 〔協定書〕

(運営期間)

- 第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。 (避難援護者の移送)
- 第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

- 第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表 (様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

- 第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び原村個人情報保護条例(平成12年条例第38号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月18日

- (甲) 原村6549番地1原村長 五味 武雄
- (乙) 駒ヶ根市赤穂16398番地152 社会福祉法人りんどう信濃会 理事長 菅沼 義郎

# ○災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

原村(以下「甲」という。)と大栄環境株式会社(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう。)及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定書は、原村内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図ることを目的とする。なお、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

(定義)

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲 及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が 困難となった廃棄物をいう。

(協力要請)

- **第3条** 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物等の処理支援」という。)について、乙に協力を 要請できるものとする。
  - (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援
  - (2) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関すること。
  - (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
  - (4) 災害廃棄物等の処分に関すること。
  - (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること。

(災害廃棄物等の処理支援の実施)

- 第4条 乙は、甲からの要請があったときは、大栄環境グループ各社及び乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 処理計画及び処理体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
  - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
  - (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

(連絡協議会)

- 第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。
  - (1) 想定される災害及び不測の事態について
  - (2) 協力要請の手続き及び手順について
  - (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容(種類)及び数量について
  - (4) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業について

〔原村防災〕 **1431** 

### 〔協定書〕

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合は、その内容に基づき 別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

(甲の解除権)

**第8条** 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。
  - (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の 団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者 及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められると き。
    - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」 という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をい う。以下同じ。)
  - (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは 運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に 実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持 運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に 請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第11条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上、解 決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 原 村原 村 長 五 味 武 雄

乙 大栄環境株式会社 代表取締役社長 金子文雄

# 〇災害時における物資供給関する協定書

長野県原村(以下「甲」という。)と NPO 法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供 給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、 乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物 資とする。
  - (1) 別表に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって 行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、そ の後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書に より甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、

## 〔協定書〕

- 第9条 甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協 議 の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

- 第10条物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものと する。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を 行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月19日

甲 長野県諏訪郡原村6549番地1長野県原村原村長 五 味 武 雄

新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1 乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター 理事長 捧 雄 一 郎

〔原村防災〕 **1434-2** 

# 〇災害時における物資支援協力に関する協定書

長野県諏訪郡原村(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社北陸信越カンパニー (以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における物資支援協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生す

る恐れがある場合において、甲から乙に対して行う物資支援協力の要請に関し、その手続き 等に

ついて定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。 (物資協力要請)

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるとき は、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに 対応する。

(物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能 な物資とする。
  - (1) 別表に掲げる物資
  - (2) その他、甲が指定する物資 ※代替品でも可とする

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、事前に出荷要請書を記入しメール又はファクシミリで乙に要請するものとする。但し、ライフラインの途絶により連絡が取れない場合、甲は職員を派遣し、要請するものとする。

(物資の引渡し等)

- 第6条 納品場所については、甲の荷受け場とする。
- 1 配送手段については、原則乙が運搬を実施するが、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。 (費用の負担)
- 第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するも
  - のとする。ただし、特別な事由がある場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 請求時に使用する請求書は、乙が指定するものとする。
- 3 甲は前項に基づく請求があったときの支払いは、乙に対し月末締めの翌20日までとする。
- 4 請求に関わる降り込み手数料は、甲が負担するものとする。 (物資の価格)

1434-3 [原村防災]

## 〔協定書〕

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(解除条項)

第 9 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

- 第 10 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その 都度、甲乙、協議して定めるものとする。
- 2 甲が支援物資を他に譲渡等する場合は、乙と協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

## <u>令和 5年 7月 5日</u>

甲:原村長

五味 武雄 即

乙:長野事業部長

〔原村防災〕 **1434-4** 

# 別表

# ■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災~3日間程度)	その後に必要な物資
食料品	食料品
おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン)	精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お 茶
生活必需品	生活必需品
毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋	タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペー
蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	パー、防水シート

# 〔避難・備蓄〕

# 〇避難施設一覧

## 指定緊急避難場所 (一時避難場所)

施設名	住 所	面積(㎡)	避難場所看板
弓振農村広場	原村3800 - 1	10, 159	平成21年度設置済
払沢農村交流施設	原村4960	3, 500	平成22年度設置済
柏木農村広場	原村9555	9, 500	平成22年度設置済
深山農村公園	原村16195 - 1	12,000	平成22年度設置済
南原運動広場	原村18564 - 1	3, 308	平成22年度設置済
原小学校校庭	原村6585	12,700	平成20年度設置済
原中学校校庭	原村6656	15, 207	平成23年度設置済
原村レストハウス樅の木荘グラウンド	原村17217 - 1729	10,000	平成21年度設置済
八ヶ岳自然文化園	原村17217 - 1613	50,000	平成20年度設置済

## 指定避難所

## ○公共施設

<b>ンム大旭以</b>			
避難施設名・住所・	電話番号	施設の構造・面積・収容場所	収容人数
避難場所看板設置年度	FAX番号	施成*/特定 面積 农行物//	(内訳)
		○鉄筋コンクリート一部鉄骨	203人
原村役場 原村6549番地1 平成23年度設置済み	79 - 2111 (FAX) 79 - 5504	延べ面積 4,193㎡ 地下1階:第1休養室 (和室) 24.5㎡ : " (洋室) 10.85㎡ :第2休養室 (和室) 12.93㎡ 地上3階:講 堂 361㎡	(12人) (5人) (6人) (180人)
原村小学校体育館 原村6585 平成20年度設置済	(TEL) 79 - 2123 (FAX) 79 - 2175	○鉄骨造 延べ面積 1,591㎡ 体育館 : 1,048㎡ 会議室 : 42㎡	545人 (524人) (21人)
原中学校体育館 原村6656 平成23年度設置済	(TEL) 79 - 2455 (FAX) 79 - 7071	○鉄筋コンクリート 延べ面積 1,743㎡ 体育室 :1,203㎡	601人(601人)
原村社会体育館 原村12087 平成23年度設置済	79 - 4922	<ul> <li>○鉄骨鉄筋コンクリート 延べ面積 2,692㎡</li> <li>1 階 卓球場:439㎡</li> <li>剣道場:189㎡</li> <li>柔道場:189㎡</li> <li>2 階 体育室:962㎡</li> </ul>	888人 (219人) (94人) (94人) (481人)

〔原村防災〕 **1435** 

## 〔様 式〕

避難施設名・住所・	電話番号	施設の構造・面積・収容場所	収容人数
避難場所看板設置年度	FAX番号		(内訳)
	(TEL)	○鉄筋コンクリート 延べ面積 2,077㎡	178人
原村レストハウス樅の木荘	74 - 2311	1 階 宴会場: 129.6 m²	(64人)
原村字原山17217—1729	(FAX)	2階 客室(定員5名)×10室(和室)	(50人)
	74 - 2312	客室(定員4名)×6室 (和室)	(24人)
	74 2012	別館 客室(定員4名)×10室(和室)	(40人)
もみの湯	74 - 2911	○鉄筋コンクリート 延べ面積 1,093 m²	148人
原村字原山17217—1729	74 2911	休憩室:297㎡	(148人)
八ヶ岳自然文化園		○鉄筋コンクリート 延べ面積 2,667 m <sup>2</sup>	189人
原村17217—1613	74 - 2681	1階 大研修室:292㎡	(146人)
平成20年度設置済		小研修室:87㎡	(43人)
原村中央公民館		○鉄筋コンクリート 延べ面積 1,131 m²	261人
原村12080	79 - 4815	1階 講 堂:360㎡	(180人)
平成23年度設置済	79 - 4815	講義室:102 m²	(51人)
十成23十及议直併		2階 和 室:60.5㎡	(30人)
		○木造 延べ面積 1,402.63㎡	220人
		保育室A: 45.36㎡	(22人)
		保育室A: 45.36㎡	(22人)
		保育室A:45.36㎡	(22人)
原村保育園		保育室A:45.36㎡	(22人)
原村11587	79 - 3559	保育室A:45.36㎡	(22人)
原作  11587		保育室A:45.36㎡	(22人)
		保育室B:38.88㎡	(19人)
		保育室B:38.88㎡	(19人)
		保育室B:38.88㎡	(19人)
		增築分:62.06 m²	(31人)
原村地域福祉センター	79 - 7092	○鉄筋コンクリート 延べ面積3,169.21㎡	
原村6649-3	19 - 1092	1階 多目的ホール:198㎡	66人
		○木造 延べ面積 498.65㎡	171人
		子育てサロン:84.05㎡	(42人)
原村子ども・子育て支援セン		多目的室:165.93㎡	(82人)
ター	78 - 4430	会議室:19.87㎡	(9人)
原村12090—1		相談室:11.59㎡	(5人)
		学習室:24.85㎡	(12人)
		中間教室: 42.95㎡	(21人)

## ○各区公民館等

避難施設名・住所・	電話番号		収容人数
避難場所看板設置年度	FAX番号	施設の構造・面積・収容場所	(内訳)
八ツ手公民館	79 - 2910	○木造 延べ面積 441 m²	
原村2441	79 - 2910		147人
払沢公民館	79 - 2755	○鉄骨造 延べ面積 454.51㎡	
原村5759—1	19 - 2155		151人
柏木公民館	79 - 2001	○鉄筋コンクリート 延べ面積 689㎡	
原村8199	19 - 2001		229人
菖蒲沢公民館	79 - 2032	○鉄骨造 延べ面積 325 m²	

原村10072			108人
中新田公民館・稲転研修施設	79 - 4834	○鉄筋コンクリート 延べ面積 350㎡	
原村13513—1	19 - 4834		116人
南原公民館	79 - 5485	○木造 延べ面積 139 m²	
原村18560—3	79 - 5405		46人
やつがね公民館	79 - 5490	○木造 延べ面積 166.85㎡	
原村12587—2	79 - 5490		55人
避難施設名・住所・	電話番号	施設の構造・面積・収容場所	収容人数
避難場所看板設置年度	FAX番号	旭畝の構造・田槓・収谷場別	(内訳)
上里公民館		○鉄骨造 延べ面積125.03㎡	
原村18018	_	○     ○	37人
大久保公民館	79 - 2809	○鉄筋コンクリート 延べ面積338.95㎡	
原村325	19 - 2809		85人

<sup>※</sup>収容人員は施設の中で使用可能な面積から1人あたり2.0㎡必要として算出し、使用可能な面積が不明の場合は、「延べ面積」を概数として1人あたり3.0㎡必要として算出している。

〔原村防災〕 **1437** 

# 〇土砂災害避難指示等の発令基準

平成21年10月策定

避難指示等の発令の判断基準は表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

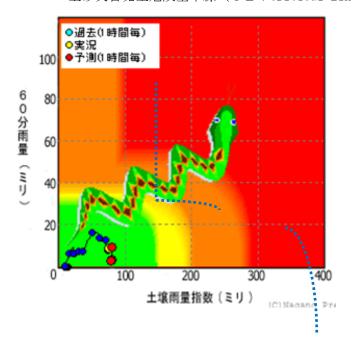
- ①重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する こと。
- ②想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆 現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ③土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも 考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ※1 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。
- ※2 土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後も雨が降り続き、土砂災害の発生する恐れが非常に高まったときに、長野県と長野地方気象台の共同により発表される。
- ※3 スネークライン図(下図)では、雨の降り出しから3時間先までの予測が表示され、30分ごとに最新の状況に更新される。この曲線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。スネークライン図は、「長野県砂防情報ステーションのホームページー土砂災害危険度情報」(http://133.105.11.45/index.html)で見ることができる。

## 表 避難指示等の発令判断基準

発令の区分	条件
高齢者等避難	<ul> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)となった場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)</li> </ul>
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1~2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

## スネークライン図

土砂災害発生危険基準線 (CL: Critical Lineの略)



# 〇水防倉庫備蓄資材一覧

	土のう	スコップ	かけや	ジョレン	つるはし	鉈・鋸セット
数量	5, 000	31	13	7	8	7

	水防ブルーシート	鉄くい		<del>+</del> 215	亚伯	1 = 1
	$(351 \times 531 \text{cm})$	大	小	木くい	番線	トラロープ
数量	13	92	55	30	1	2

	水防用ロープ				
	20m 40m 2m				
数量	5	1	18		

#### 〔避難・備蓄〕

### ○原村災害応急資材等備蓄状況

(令和5年2月20日現在)

			(令和5年2月20日現在)
区分	品 名	数量	保 管 場 所
備蓄物資	災害用備蓄カーペット	49	役場西倉庫
"	アルミパック毛布	329	役場西倉庫
II.	アルミパック毛布	157	原小体育館防災備蓄庫
IJ	アルミパック毛布	100	八ヶ岳自然文化園
IJ	アルミパック毛布	100	樅の木荘防災倉庫
IJ	床用断熱防寒シート(籠城シート)	5	役場西倉庫
JJ	床用断熱防寒シート(籠城シート)	5	原小体育館防災備蓄庫
JJ	ビニールシート	7	原小体育館防災備蓄庫
JJ	防水シート	10	原小体育館防災備蓄庫
JJ	簡易トイレ	807	役場西倉庫
"	簡易トイレ	100	原小体育館防災備蓄庫
"	簡易トイレ	400	樅の木荘防災倉庫
"	ダンボール簡易トイレ	7	役場西倉庫
"	はだおもい	140	役場西倉庫
"	パンパースパンツ	40	役場西倉庫
IJ	給水用フィルムタンク(100)	400	水道課倉庫
IJ	給水用タンク (5000 ) 水色	2	水道課倉庫
IJ	給水用タンク (3500)	2	公用車南車庫
IJ	給水用タンク (3000)	1	公用車南車庫
IJ	液体ローソク	20	役場西倉庫
"	パックタオル	200	役場西倉庫
"	非常用飲料水袋 60 用	100	役場西倉庫
備蓄食料品	エビピラフ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R6.5)
IJ	エビピラフ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R7.1)
IJ	エビピラフ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R8.2)
IJ	エビピラフ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R9.4)
11	エビピラフ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限:R10.12)
<i>II</i>	山菜おこわ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R6.5)
IJ	山菜おこわ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R7.1)
IJ	山菜おこわ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R8.2)
IJ	山菜おこわ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R9.4)
IJ	山菜おこわ 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R10.12)
IJ	チキンライス 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R6.5)
IJ	チキンライス 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R7.1)
"	チキンライス 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R8.2)
IJ	チキンライス 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R9.4)
IJ	チキンライス 1食分	50	役場西倉庫 (消費期限: R10.12)
IJ	わかめご飯 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R6.5)
IJ	わかめご飯 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R7.1)
IJ	わかめご飯 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R8.2)
IJ	わかめご飯 1食分	50	役場西倉庫(消費期限: R9.4)
JJ.	わかめご飯 1食分	50	役場西倉庫 (消費期限: R10.12)
"	非常用飲料水 500m1	504	役場西倉庫 (消費期限: R6.2)
JJ.	非常用飲料水 500ml	552	役場西倉庫 (消費期限: R7.2)
JJ.	非常用飲料水 500m1	480	役場西倉庫 (消費期限: R8.2)
JJ.	非常用飲料水 500m1	480	役場西倉庫 (消費期限: R9.2)
JJ	非常用飲料水 500m1	480	役場西倉庫 (消費期限: R10.2)
	N1 (14) (145/AL 1/1) 000 mT	100	

l)	非常用飲料水 500ml	480	樅の木荘防災倉庫
防災資器材等			
	一輪車	3 2	役場西倉庫 25.45
"	折りたたみ式リアカー		役場西倉庫 役場西倉庫
"	ガス発電機	1	
"	ガソリン携行缶 200	1	役場西倉庫
"	発電機(ガソリン)	2	役場西倉庫
"	発電機(ガソリン)	1	水道課倉庫
"	投光器スタンドダブルシステム	1	役場西倉庫
"	投光機(スタンド式ハロゲンライト)	2	役場西倉庫
"	投光機	1	水道課倉庫
"	カッター カナテコ	2	役場西倉庫 2.44 平 0.45
"	1 1 1	1	役場西倉庫
"	木 (カケヤ) ケヤキ	1	役場西倉庫
"	給油ポンプ	1	役場西倉庫
II .	空気入れ	1	役場西倉庫
"	車椅子	1	役場西倉庫
"	コードリール(全天候用) 30m	3	役場西倉庫
"	ジェットヒーター	2	役場西倉庫
JJ	ジェットヒーター	2	社会体育館
"	トラロープ 200M	5	役場西倉庫
"	ノコギリ	210	役場西倉庫
IJ	バラシバール	1	役場西倉庫
IJ	ビニールテープ(赤・黄緑・緑・青・茶)	5	役場西倉庫
JJ	防雨・防塵型電工ドラム	1	役場西倉庫
JJ	ブルーシート	10	役場西倉庫
IJ	マニラロープ Φ12×200m	1	役場西倉庫
IJ	レスキューボード	3	役場西倉庫
IJ	ワイヤレスアンプセット	1	役場西倉庫
IJ	剣スコップ	17	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	ジョレン	21	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	ツルハシ	1	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	平スコップ	2	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	バケツ	20	原小体育館防災備蓄庫
IJ	防災用敷マット	50	原小体育館防災備蓄庫
IJ	避難用テント(避難所内間仕切用)	2	原小体育館防災備蓄庫
IJ	折りたたみベッド	2	原小体育館防災備蓄庫
IJ	チェーンソー	1	公用車南車庫
IJ	オイル吸着マット	5	防災資材庫(村長車車庫)
"	オイル吸着マット	200	消防署
"	オイル吸着チューブ	3	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	オイル吸着チューブ	60	消防署
IJ	パイロン(黒・赤・黄・緑)	4	防災資材庫(村長車車庫)
IJ	ハンド型メガホン	1	総務課
IJ	情報伝達用ホワイトボード	3	役場会議室2、講堂1
IJ	ホワイトボード紙(村図)		総務1、建設2、農林1
IJ	ポータブル電源	1	役場会議室
JJ	テント一式	8	中央公民館3、消防署5
JJ	ヘルメットライト	200	消防署
JJ	防災ヘルメット	125	役場西倉庫
JJ	ベスト	25	役場西倉庫
IJ	皮手袋(S~LL)	40	役場西倉庫

#### 資料編

#### 〔避難・備蓄〕

	I want to a week to the		
II .	災害多人数用救急箱(20人用)	1	役場西倉庫
JJ	トリアージタッグ(50枚)	2	役場西倉庫
IJ	サージカルマスク	12, 250	役場西倉庫
IJ	サージカルマスク (小児用)	800	役場西倉庫
IJ	医療用マスク	4,900	役場西倉庫
IJ	微粒子用マスク(N95マスク)	480	役場西倉庫
IJ	防護マスク (N100マスク)	5	役場西倉庫
IJ.	アルコールジェル (1,000ml)	1	役場西倉庫
<i>II</i>	消毒用ハンドジェル (500ml)	5	役場西倉庫
"	次亜塩素酸除菌水 (200 弱酸性)	1	役場西倉庫
]]	手指消毒剤 (500ml)	5	役場西倉庫
<i>II</i>	バッテリー動噴霧器	2	役場西倉庫
 !!	感染症対策防護キット	43	役場西倉庫、保健センター
"	ガウンゴム袖(20枚入)	2	役場西倉庫
<i>"</i>	ガウンフック式 (20枚入)	29	役場四月庫
"	ガウン (10枚入)	6	役場西倉庫
"	アイソレーションゴーグル	20	役場西倉庫
11	不織布使い捨て作業服	2	役場西倉庫
II .	非接触赤外線体温計	15	役場西倉庫
IJ	非接触赤外線体温計(避難所用)	6	役場西倉庫
IJ	キッチンタオル (4ロール)	13	役場西倉庫
IJ	キッチンタオル (2ロール)	72	役場西倉庫
IJ	キッチンハイター(1,500ml)	5	役場西倉庫
JJ	トイレットペーパー (8ロール)	200	役場西倉庫
IJ	アルコールディスペンサー (避難所用)	15	役場西倉庫
IJ	レイニーメガホン (避難所用)	6	役場西倉庫
JJ.	天然ゴム手袋 M (100枚)	1	役場西倉庫
JJ.	天然ゴム手袋 L (100枚)	2	役場西倉庫
]]	ビニール手袋 S (100枚)	27	役場西倉庫
<i>II</i>	ビニール手袋 M (100枚)	29	役場西倉庫
"	ビニール手袋 L (100枚)	20	役場西倉庫
"	手動蓄圧式浄水器	6	役場西倉庫
,, ,,	バルーン型投光器・コードリール	6	役場西倉庫
	蓄電池		
"	ランタン	19	役場西倉庫
"	1:	18	役場西倉庫
"	ワンタッチパーテーション	200	旧文化財整理室
"	マルチスペース	18	旧文化財整理室
"	ダンボールベッド	200	旧文化財整理室
IJ	防災・災害専用ワンタッチテント	6	旧文化財整理室
II .	避難所用マット	23	旧文化財整理室
IJ	大型扇風機	18	旧文化財整理室
IJ	投光器 (縦型)	18	旧文化財整理室
IJ	大型ドームテント	4	旧文化財整理室
"	車両積載用飲料水タンク及び蛇口付給水 器	1	旧文化財整理室
応急危険度判定	下げ振り	2	役場西倉庫
<i>II</i>	クラックスケール	2	役場西倉庫
	コンベックス5.5m	2	役場西倉庫
		2	
"	アンマー(打診器)		役場西倉庫
11	バインダー画板 (A4)	2	役場西倉庫
IJ	リュックサック	2	役場西倉庫

## 〇米穀等主食の調達先

名称	所 在 地	電話番号
信州諏訪農業協同組合原村店	原村	79-4995
ドライブインインター白山	" 15489— 1	79-5205
セブンイレブン信州原村店	" 11535— 1	79 - 4387

### 〇生活必需品等販売店一覧

種 別	名称	電話番号	備考
雑 貨	信州諏訪農業協同組合原村店	79-4995	
雑 貨	セブンイレブン信州原村店	79-4387	
雑 貨	㈱綿半ホームエイド富士見店	62-6111	富士見町
寝具衣料	カ メ ヤ 商 店	79-2758	
衣 料	いわなみ衣料店	79-3618	
食 器	ヒラサワ陶器	72-2320	茅野市

## 〇燃料販売店一覧

品	目	名	称	電話番号	備考
プロパン		サンリン(	株)諏訪支店	72-7177	茅野市
"		信州諏訪農業協同約	且合南諏ガスセンター	62-5102	富士見町

(注) ガソリン、軽油、灯油販売店については、「危険物貯蔵施設一覧」参照

# 〇保健衛生用資材調達先一覧

名称	住 所	電話番号	備考
㈱信防エディックス	長野市アークス13-5	026-228-4161	
ナルコ薬品㈱	松本市南原1-2-3	0263 - 25 - 5982	

# 〇学用品調達先一覧

品	目	名	称	電話番号	備考
教	斗 書	今 井	書 店	72-1240	茅野市
文	具	(株) 山	加	22-2829	岡谷市
,	IJ	(株) 中 共	子 写 真	73-3500	茅野市

### [医療·衛生]

### 〇医療機関一覧

#### 1 村内医療機関

機関名	所在地	電話番号
原村国保診療所	原村6649-3	0266-79-2716
厚生連富士見高原医療福祉セン ター中新田診療所	原村13221-2	0266-70-1331
大槻医院	原村15739-2	0266-79-7628

#### 2 災害拠点病院

種別	名称	所在地	電話番号
地域災害医療センター	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
基幹災害医療センター	長野赤十字病院	長野市若里 5 -22-1	026-226-4131

# ○薬局・薬店一覧

名称	所在地	電話番号
有限会社フジモリ薬局はら店	原村6585-1	0266-79-5751

## 〇清掃業者一覧

名称	所在地	電話番号
(有)信濃環境衛生舎	茅野市湖東6188-2	0266-77-2282
(株)サンシンワークス	諏訪郡富士見町富士見248-347	0266-62-5500
(株)ココロス	茅野市玉川9801-1	0266-79-5005
(有)白門	松本市松原63-8	0263-86-7665

## 〇埋・火葬所一覧

区分	施設名	所在地	電話番号		
火葬場	静香苑	茅野市宮川647-1	0266 - 72 - 5150		
埋葬所	久保地尾根墓地	原村11503-2	0266-79-7942(原村企画係)		

# [輸送・通信]

### 〇災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧

		. 11 12 1 15th on 12 15th		施	設規	模	広さ
区分	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者	大	中	小	長さ×巾(m)
				型	型	型	
d. Ver +A W. Ha	17217 — 1729	原村中央高原屋内ゲート ボール場	原村長			0	26×40
物資輸送拠点	12087	原村社会体育館	原村教育委 員会		0		37×26
拠点ヘリポート	17217-1730	樅の木荘グラウンド	原村長	0			100×135
その他	6585番地	原小学校グラウンド (冬季間を除く。)	原小学校長	0			115×185
II.	6656番地	原中学校グラウンド	原中学校長	0			95×134

# ○緊急確保路線

路線名	関係地区名	距 離	備考
茅野北杜韮崎線	大久保、払沢、八ツ手、柳沢、中新田	6.0km	
神ノ原青柳停車場線	八ツ手、払沢、室内、菖蒲沢	4.8	
払 沢 茅 野 線	中新田、払沢、柏木	5. 5	
払 沢 富 士 見 線	払沢、やつがね、判之木、南原	5. 4	
村 道 全 線	上里、ペンション、農場	35. 5	

# 〇応急復旧用機械所有者

名 称		住	所	電話番号		所	有	機	械	
   原	寸	原村6549-	· 1	79-2111	グレー	ーダー	(1)	トラック		(1)
(株)昌栄土建興美	業	原村柏木89	923— 1	79 — 5349	タイキ	アショベ	ル(1)	バックホ ダンプカ ブルドー	_	(5) (7) (1)
南部建設(株	<u>:</u> )	原村南原15	5538— 1	79-5720	ブルト			バックホ タイヤシ		
(有)津 金 建 設		原村八ツ手	÷3668— 2	79 - 2592		フホー アショベ		ダンプカ	_	(4)
(有)森山建設		原村中新田	15701 — 2	79-5730				ブルドー ダンプカ		(1) (4)
秋 山 建 設(有	.)	原村南原18	3640	79 - 4630	バック	フホー	(5)	ダンプカ	_	(4)
(有)山久土建		原村払沢59	———— 965— 1	79-5758	バック	フホー	(3)	ダンプ		(1)
(有)清水石材		原村柳沢17	7543 — 2	79-3459	バック	フホー	(4)	ダンプカ	_	(3)

# 〇災害時幹線迂回路

ţ	也区名	,	幹	線		迂 回 路 線
大	久	保	茅野北杜韮崎線 神ノ原青柳停車場線		村道	1003号線(御柱道線)、2001号線(八ツ手大久保線)
柳		沢	茅野北杜韮崎線 神ノ原青柳停車場線		村道	1003、1002(八ツ手中道線)
八	ツ	手	神/原青柳停車場線 茅野北杜韮崎線		村道	2004 (八ツ手上里線)、2007 (エコーライン)
払		沢	神ノ原青柳停車場線 払沢茅野線		県道	茅野北杜韮崎線
柏		木	払沢茅野線		県道 村道	117 //4114 [2] 14 1 //44144
菖	蒲	沢	神ノ原青柳停車場線		県道 村道	

地区名	幹線	迂 回 路 線
室内	神ノ原青柳停車場線	県道 払沢茅野線
主 71	(中/ ) 京 目 切 庁 <del>中</del>	村道 1001
中新田	   茅野北杜韮崎線	県道 払沢富士見線
ТИ	7/#1 4L/14_3EPHJ//8K	村道 2005 (中新田判之木線)
南原	   払沢富士見線	県道 払沢茅野線、茅野北杜韮崎線、中新田・富士見線
判之木	   払沢富士見線	県道 払沢茅野線、茅野北杜韮崎線
		村道 2005
やつがね	   払沢富士見線	県道 神ノ原青柳停車場線、払沢茅野線
7 7 11 42	14八亩工元冰	村道 2002 (菖蒲沢分杭線)
上 里	1004(払沢ペンション線)	県道 茅野小淵沢韮崎線、払沢富士見線
工 王	富士見原茅野線	村道 1003、2007
ペンション	- I I I	県道 茅野北杜韮崎線、払沢茅野線
- 1000	同上	村道 1003、2008(中新田ペンション線)
農場	⊟ L	県道 茅野北杜韮崎線、払沢茅野線
辰 勿	同上	村道 1003

# ○緊急輸送車両確認申出書及び標章

#### 1 確認申出書

											白	F	月	目
					緊急輸	送車両	確認問	書出申						
長野県知事		殿												
										氏名				<u> </u>
輸送目	的													
番号標に表示れている番									_	_				_
	員名													
使用	者	住所												
区 /71	Д	氏名												
輸送日	時													
		Н	寸 多	爸	地		経	由	地		目	的	地	
輸送経	路													
備	考													

#### 2 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# 〔災害危険箇所〕

### 〇村内危険箇所

森林法 (昭和36年法律第249号) による指定

保安林種別		所在地	面積	指定年月日
土砂流出防備保安林	姥ヶ原	10744-3, 10745-3	ha	昭
工物机山奶佣床女杯		10748		31. 3.20
	姥ヶ原	10762 — 2 、 10777		
		10787 - 2 , $10795 - 2$		
JJ	秡 沢	10775 - 2 , $10776 - 2$		明
,,,		10788		45. 4.20
	秡 沢 日 影	10789 — 2 、10796		
		10798 — 2		
JJ	判 之 木	14234、14231-口		明
,,,		14229 — 2 、 14228 — 2		45. 4.20
JJ	番 飼 場	12966 - 1 , $12966 - 2$		明
,,		12967		45. 4.20
JJ	番 飼 場	12950ーハー 1	128. 43	明
,,,		129502		45. 4.20
11	裏ノ屋根	13141 — 1		明 45.4.20
	裏ノ屋根	13188、13186ーイー2		
		13186-ロー2、13186-ハー2		明
JJ.		13186 - = -2, $13159 - 1 - 2$		45. 4.20
	裏ノ尾根	13186-ホー2、13186-~-2		43. 4.20
		13186-ト-2		
	原 山	17217-67、17217-91		明
II.		17217-92, 17217-93		45. 4.20
	広 河 原	1996 — 2		40. 4. 20
	広 河 原	1996—1、1997、1998		明
水源かん養保安林		2000	330. 56	
	広河原中山	1999		43. 10. 22

# 〇砂防法による指定

ŶĦ,	J JI	4	3	指定年月日	告示年月日及び番号	延長	備	考
阿	久		Ш	昭. 37. 11. 16	建告 2885号	7, 500 m		
前	泺	1	Ш	昭. 42. 11. 30	〃 3936号	5, 300		
小	早	1	Ш	"	11 11	4, 400		
大	투	1	Ш	"	11 11	6,000		
矢	1	П	Ш	"	11 11	5, 900		
菖	蒲	沢	Ш	昭. 47. 3.1	〃 295号	800		

# 〇土石流危険渓流

渓流名	所在地	人口	人家戸数	避難所名称	避難所の利 用人家戸数 (戸)	対象地区	避難所 の地災計 画へ載 記有無	左記で有に該当する避難所の合計	浸水の 可能性 の有無
弓 振 川	柳沢 大久保	740	250	原村中央公 民館 原村社会体 育館		柳沢、大久保	あり		なし

# 〇重要水防箇所一覧

水防 管理 団体名	河川名	河川 管理 者名	河川 の 種別	左右 岸の 別	警戒 の 度合	延長 (m)	箇所数	場所 (目標)	予想さ れる水 位(m)	区分と 予想される危険	水防工法
	= +≓ III	Е	一級	左	A	350	1	八ヶ岳農業実	1 5	無堤	木流し
	弓 振 川	県	一般	右	A	350	1	践大学官舎南	1.5	越水	積土俵
	弓 振 川	県	一級	左	Α	500	1	上里大橋下流	1.5	無堤	木流し
	勺 旅 川	枈	一叔父	右	Α	500	1	工生入惝下沉	1.5	越水	積土俵
	阿久川	県	一級	左	A	400	1	払沢横道下	1.8	護岸等の決壊	木流し
	門 久 川	٢	NYX	右	Α	400	1	141八1英坦丁	1. 0	受圧等の仏塚	積土俵
	阿久川	県	一級	左	A	50	1	保育所南	1.8 無堤、	無堤、決壊	木流し
		坏	ЛУX	右	Α	50	1	体自別用	1.0	無矩、仏教	積土俵
	阿久川	県	一級	左	Α	800	1	阿久津橋西	1.8	無堤、決壊	木流し
		坏	ЛУX	右	Α	800	1	門久伴間四	1.0	無矩、仏教	積土俵
	阿久川	県	一級	左	В	50	1	室内1号橋東	1.8	天然護岸、決壊	木流し 積土俵
原	県 計					4, 250	11				7只上水
原村	* >n III	村	進用	左	В	100	1		1. 2	工好課出 油塘	木流し
	前沢川	们	华用	右	В	100	1	前沢橋上	1. 2	天然護岸、決壊	積土俵
	前沢川	村	進用	左	Α	300	1	八ツ手村中	1. 2	護岸老朽	木流し
	HII 10C JII	们	华用	右	Α	300	1	八ノ子竹中	1. 2	決壊	積土俵
	小早川	村	普通	左	Α	100	1	柏木村中	1.0	護岸老朽	木流し
	小 平 川	4.1	旦	右	Α	100	1	10/277 T	1.0	決壊	積土俵
	小早川	村	普通	左	A	150	1	払沢村中下	1.0	無堤	木流し
	71. T 711	J 1	日心	右	Α	150	1	340(41.4.4	1.0	決壊	積土俵
	大早川	村	普通	左	В	50	1	中央道西	1.5	無堤、決壊	木流し 積土俵
	道祖神川	村	普通	左	В	300	1	旧中新田区役	1. 2	無堤、決壊	木流し
	<b>坦和州川</b>	<u>Т</u> Ί	百四	右	В	300	1	所西	1. 2	無	積土俵
	村 計					1,950	11				
	計					6, 200	22				

# 〇ため池一覧

ため池名	所在地 (大字	築 造 年	かんがい	堤	<b>基</b>	見 オ	莫
ため池名	· 字)	架 足 平	面 積	堤 高	堤項長	満水面積	貯 水 量
中新田北ため池	中新田	昭10~昭12	ha 200	m 8. 05	m 285	m² 10, 000	m <sup>3</sup> 16, 000
中新田南 "	IJ	昭23~昭25	200	7. 36	330	15, 000	81, 200
柳沢 大久保 "	柳沢	昭10~昭12	80	8.0	80	6, 000	18,000
八ツ手 "	八ツ手	大正年間	25	4.2	183. 9	3, 200	4, 500
柏 木 "	柏木	昭40~昭44	50	6.5	200	10, 080	14, 523
横見山 "	柳沢	昭10	100	4.0	120	8, 000	8,000
長 尾 "	中新田	昭6~昭9	10	7.5	80	2,000	3,000
藤尾根湖	上原山	昭52	200	3. 75	114	1, 750	3,000
まるやち湖	IJ	昭52	100	5. 4	182	8, 450	16, 500
合		計	965			64, 480	164, 723

### 〔消 防〕

#### 〇消防組織編成表

分団別	担当区	第1出場	第2出場
第一分団	ポンプ車(中央屯所) 積載車(ハッ手屯所) 軽積載車(大久保器具置場) 可搬ポンプ(柳沢屯所)	大久保・柳沢・八ツ手 北上里・農場	<b>※</b> 他 分
第二分団	積載車(屯所) 積載車(器具置場)	払沢・やつがね・判之木 南上里・ペンション・別荘	の 積 載 車
第三分団	積載車(菖蒲沢屯所) 積載車(柏木屯所)	柏木・菖蒲沢・室内	場
第四分団	積載車(第二機関屯所) 積載車(第三機関屯所) 可搬ポンプ(白山器具置場) 軽積載車(第一機関器具置場)	中新田・白山・南原中野学園	
	原 消 防 署	村内全地区	出場

放送に基づく出場形態

※覚知時点で大火が予想されるときは、当初より全分団出場命令を下す場合がある。

- 1 第1出場 出場命令により、上表に基づき地元分団が出場 なお、放水は地元分団長又は消防署の指揮により放水(可搬出場も可)
- 2 第2出場 出場命令により、全分団が出場
- 3 山林、原野、その他火災における出場 原則として地元分団、状況により2次放送にて出場形態を指示する。

# 〇危険物貯蔵施設一覧

事業所名	区分	設置場所	設置者電話番号
(有) マルダイ牛山石油 (休止中)	給油取扱所	原村47	
侑 新光	給油取扱所	原村4573	0266-79-2316
侑 新光	移動タンク貯蔵所	原村4573	
信州諏訪農業共同組合原村給油所	給油取扱所	原村6580	0266-79-6063
信州諏訪農業協同組合原村給油所	移動タンク貯蔵所	原村11914	
信州諏訪農業協同組合原村給油所	移動タンク貯蔵所	原村11914	
信州諏訪農業協同組合原村給油所	地下タンク貯蔵所	原村12092-1	
信州諏訪農業協同組合中新田支所	給油取扱所	原村13630	0266-79-2727
信州諏訪農業協同組合弓振地区ライスセンター	地下タンク貯蔵所	原村7025	0266 - 79 - 5986
信州諏訪農業協同組合御射山ライスセンター	地下タンク貯蔵所	原村14524	0266 - 79 - 3140
清水実業	給油取扱所	原村11853-4	0266 - 79 - 2954
高島運輸(株)	給油取扱所	原村12334-1	0266-79-4111
八ヶ岳中央農業実践大学校	給油取扱所	原村17217-118	0266-74-2111
八ヶ岳中央農業実践大学校 女子寮	地下タンク貯蔵所	原村17217-118	0266-74-2111
八ヶ岳中央農業実践大学校	一般取扱所	原村17217-118	
八ヶ岳中央農業実践大学校 (温室)	屋外タンク貯蔵所	原村17217-118	
八ヶ岳中央農業実践大学校(乳製品製造所)	屋外タンク貯蔵所	原村17217-118	
日本電産サンキョーオルゴール ㈱	一般取扱所	原村14222	0266 - 79 - 5417
日本電産サンキョーオルゴール ㈱	屋内貯蔵所	原村14222	
日本電産サンキョーオルゴール ㈱	地下タンク貯蔵所	原村14222-4	
日本電産サンキョーオルゴール ㈱ (体育館)	地下タンク貯蔵所	原村14226-1	
サンゴバン (株) 諏訪工場	屋内貯蔵所	原村10801-5	0266 - 79 - 6400
(株) イツミ	屋外タンク貯蔵所	原村11865	0266 - 79 - 2331
㈱ イツミ 第二工場	地下タンク貯蔵所	原村11839	
篠原昭八	屋外タンク貯蔵所	原村16092-1	0266 - 79 - 2155
原村役場	地下タンク貯蔵所	原村6549-1	0266-79-2111
原村地域福祉センター	地下タンク貯蔵所	原村6649	0266 - 79 - 7092
八ヶ岳美術館	地下タンク貯蔵所	原村17217-1051	0266 - 74 - 2701
八ヶ岳自然文化園	地下タンク貯蔵所	原村17217-1613	0266 - 74 - 2681
レストハウス樅の木荘	地下タンク貯蔵所	原村17217-565	0266 - 74 - 2311
レストハウス樅の木荘 (別館)	地下タンク貯蔵所	原村17217-565	
グリーンプラザホテル	地下タンク貯蔵所	原村17217-2821	0266 - 74 - 2041
特別養護老人ホームアイリス	地下タンク貯蔵所	原村10377-2	0266 - 72 - 8300
はらむら悠生寮	地下タンク貯蔵所	原村8318-1	
東邦航空 ㈱ 松本営業所	屋外貯蔵所	原村17217-117	0263-86-3386

事業所名	区分	設置場所	設置者電話番号
厚生連富士見高原医療福祉センター中新田診療 所	地下タンク貯蔵所	原村13221-1	0266 - 70 - 1331
厚生連富士見高原医療福祉センター 老人保健 施設さくらの	地下タンク貯蔵所	原村13220-1	0266 - 70 - 1222
(株) アールエフ	地下タンク貯蔵所	原村10801-2	026 - 225 - 7709
㈱ アールエフ	一般取引所	原村10801-2	026 - 225 - 7709
㈱ キッツメタルワークス	屋内貯蔵所	原村7357-1	0266 - 79 - 3030
原村小規模多機能型居宅介護事業所	地下タンク貯蔵所	原村17217-125	0266-62-3030

# 〔文 化 財〕

## 〇指定文化財一覧

#### 国指定文化財

	区		分			名	称		指定年月日	所 在 地
史				跡	阳	久	遺	跡	昭54.7.2	柏木9325-9ほか
特	別天	然	記念	物	力	モ	シ	カ	昭30. 2.15	地域定めず
天	然	記	念	物	イ	ヌ	ワ	シ	昭40.5.12	地域定めず
天	然	記	念	物	ヤ	~	7	ネ	昭50.6.26	地域定めず

#### 県指定文化財

	区			分		名 称	指定年月日	所 在 地
県	無形	纟民	俗	文 化	財	諏訪大社の御柱祭	平6.8.15	原村ほか
県	天	然	記	念	物	ミヤマシロチョウ等10種	昭50. 2.24	地域定めず
県	天	然	記	念	物	ホンシュウモモンガ	昭50.11.4	地域定めず
県	天	然	記	念	物	ホンドオコジョ	昭50.11.4	地域定めず
県					宝	信州の特色ある縄文土器	平成30.9.27	柏木6523ほか

#### 村指定文化財

	区		分		名 称	指定年月日	所 在 地
村		史		跡	物見ヶ岡	昭48.4.1	柏木8347
村		史		跡	臥竜遺跡	昭57. 3.10	払沢5980 臥竜公園
村		史		跡	闢盧社(あきほしゃ)	昭58. 8.30	室内11868-1 ほか
村		史		跡	伝承の地 菖蒲沢に伝わる 御射山道	平成26.10.8	菖蒲沢10877-1 石祠含
村	有 形	文	化	財	彫刻「友愛」	昭53.9.4	払沢6585 原小学校
村	有 形	文	化	財	石仏「十三仏」	昭55.11.1	中新田13511-1 深叢寺
村	有 形	文	化	財	石仏「弁財天」	昭55.11.1	中新田13512 深叢寺
村	有形员	1.俗:	文 化	財	回り舞台	昭58.3.8	中新田13419 津島社
村	無形戶	1.俗:	文 化	財	エーヨー節	昭56.10.23	原村
村	無形戶	1.俗:	文 化	財	コチャかまやせの節	昭56.10.23	原村
村	天 然	記	念	物	道祖神の桜	昭45.4.1	八ッ手2442
村	天 然	記	念	物	ひめばらもみ	昭47.4.1	払沢5980-ロ 臥竜公園
村	天 然	記	念	物	からかさまつ	昭47.4.1	菖蒲沢9891
村	天 然	記	念	物	津島社の大藤	昭47.4.1	中新田13418 津島社

# 〔様 式 等〕

### 〇被害認定基準

被害種類	認 定 基 準								
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができない が死亡したことが確実なものとする。								
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。								
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。								
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。								
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これら の施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。								
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。								
住家半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が 甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被 害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの とする。								
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。								
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積に より一時的に居住することができないものとする。								
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。								
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった 生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊す るもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家 屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。								
り災者	り災世帯の構成員とする。								

# 〇被害状況報告等の様式

1 様式第1号(概況速報)

(表1)

	現	況 速	報
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発 受 信 時 刻	
発 信 者		受 信 者	

						被			害	状	況		
被害の種別	被	害	地	域	又	は	場	所	災	害	0)	状	況
人的・住家関係													
農業関係													
林業関係													
公共土木施設関													
係													
鉄道 通信 振乳眼底													
電力 施設関係 水道													
そ の 他													
応急対策等の活動状況消防職員・消防団員の 出動状況等													

#### 2 様式第2号(人的及び住家の被害)

(表2)

市町村

				人的及び	住家の	)被害状況幸	B告(発生	生・F	中間・	確定)					
災	害の	の名称	ŗ				災害	発	生の	日	時		月	目	時
災争	<b>手発</b>	生の場所	Ť								•				
災害	<b>手報</b>	きの時限	Į.	月	日	時現在	発 発 信	機	関 担		び 者				
	死		者			人	;;;								
人	行	方 不	明 者			人	災害の概況								
的	負	重	傷			人	概								
被	傷	軽	傷			人									
害	者	小	計			人	災害発生の原因 救援措置の								
		計				人	発								
	<b>个</b> 梅	・全焼	棟			棟	生の								
		-	世帯			世帯	原 因								
	ΧI	は流失	人 員			人	救援								
	<b>水</b> ‡	裏又は	棟			棟	措置								
			世帯			世帯	旦の は								
住	半	焼	人 員			人	状況								
家			棟			棟	災適								
の	<u> </u>	邵破損	世帯			世帯	害の関								
被			人 員			人	<sup>拟</sup> 見 助込								
害			棟			棟	法み								
	床 _	上浸水	世帯			世帯	災本	名	称						
			人 員			人	害 部 対	設	置			月	日	時	分
			棟			棟	策	廃	止			月	月	時	分
	床	下浸 水	世帯			世帯	そ	消	防職員	員出動	延人員				人
			人 員			人	Ø	消	防団員	員出動	延人員				人
非住	家の	被害(全	・半壊)			棟	他								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
  - 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。
  - 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとすること。
  - 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。
  - 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、 便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とするこ
  - 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄 以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
  - 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した 災害対策本部について記載すること。

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

様式第2-1号(避難指示等避難状況報告)

(表2の1)

災害の名称				災害発生	日時		月	月	時
報告の時限		月 日	時現在	発信	寺 刻		月	日	時
発 信 者									
j	避難指示等の	の状況				避難場所等の	の状況		
指示等の別	地区名	世帯数	人員	避難場所	斤名	設置地区名	入所世帯数	入所人	.員
合計				合計					

3 様式第3号(社会福祉施設被害)(職業訓練施設被害) (表3の1)

				社会	会福祉施言 後訓練施言	設被 設被	ぞ(害)	状況報告 状況報告	(行	中間 ) 催定 )				
災害の名称							災	害発生	日時		4	年 月	F	時
災害発生場所														
報告の時限			月	日	時現	在	発	受信時	<b></b>			日	Ħ	寺 分
発 信 者					(	)	受	信	者					( )
				被								害		
施設の種類	佐凯夕	全	壊	流	失		半	壊	_:	部破損	床」	上浸水	床	下浸水
施設の種類	施設名	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)		数	被害額 (千円)	棟数	4th /th /th	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
			X 1 1 3/		(114)			(114)		(114)		(114)		(114)
計														
被害額計					1				1		1			(千円)

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

4 様式第5号(農業関係被害)

(表5の1)

災害					発生日時		月日日	寺分~	日時	分	発信日時	月		目	時	分
災害名					発信機関 (発信者)						受信機関 (受信者)					
区分		作物名		被害率	30%未満		被害率30	0%以上		<u>{</u>	<u> </u>	計		主な被 び被害 種類等	皮害地 医農作	区及物の
項目		1140/41		面積	減収量		面積	減収量	面積	Ė	減収量	被害金	含額	種類等	ラ JQ TP 学	10J V J
	水		稲													
		・雑穀・豆														
	果		樹													
生	野		菜													
産	花	Ш. //-	き													
	特	用作	物			-										
物	7.	桑 ———	<i>l</i> th													
被	そ小	の	他計			-										
害		果	樹													
	樹体	木 その他(														
	樹体被害	小	計													
		計 計	н													
			1	•								1				
区分		U.=n 6			園芸関係	系			その	他	<u>I</u>		台	· 言	+	
項目		施設名		件数	面積 (㎡)	初	按害金額	件数	面積 (㎡)	i	被害金額	件数		面積 (㎡)	被害	金額
	建		物													
施		室 (ガラン														
施設関係		スチック														
係	構	築	物													
		計														
区分		種類名		被	 害	昰	被	<u> </u>	タ百 -	主 #	な被害地	h 区 夕	主:	か被は	主品	日夕
項目		1里規 17				ᆂ	192	コ 水	112 _	т. ′			Τ,	A 11X I	⊐ µµ	н 41
	家		畜													
そ	畜	産	物金工													
の		医物(寒天		-												
他		L 品 貯 蔵														
165	蚕		繭													
		計														
地 宝	曲せ	医者 (家	* ) 数	1		一	性切迹	E農業者(	字) 粉			戸	l			

	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額		適月	Ħ	
市												
市町村別被害の状況												
被害												
一の												
況												
										合計		
									市町村名			

<sup>(</sup>注) 記入単位は次のとおりとする。面積一ha、減収量・被害量-t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額-千円

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

5 様式第6号(林業関係被害)

(表6の1)

課

												祩
				林業	<b>美関係被</b>	害状況報行	告(速報 中	間確	定)			
< 1 €	言の名称						災害発生日	時		月	目	
火工	子ソ石が						報告日	時		月	E F	時現在
	内容	治山	」(林地		治	山施設		林道			その他	被害額
地填	Į į	箇所	面積 ha	被害額 千円	箇所	被害額 千円	路線	箇所	延長 m	被害額 千円	被害額 千円	計千円
-												
•												
-												
•												
•												
•												
-												
-												
-												
•												
•												
•												
-								1				
-								1				
								]	씂뎐	( /	) + ~ ~	
	摘要										) までの よる計	
	川女								差	TK [] (C	よる町	
									7		71	1

(注) 本表は、林政課から危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。 地域の欄の左欄を地方事務所、右欄を市町村による等適宜区分する。

(表6の4)

4 林産物及び林産施設被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称 災害発生年月日 調査年月日

災害の種類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日被害発生地域(市町村名)	

(1) 林産物被害

〔様 式 等〕

金額 数量 ⟨□ 金額 数量 刮  $^{\#}$ 金額 0 数量 N 6 ・個人 金額 邻往 数量 N 中小企業等協 同 組 合 金額 数量 金額 数量 金額 艸 数量 画 その他任意 団 体 辮 金額 数量 \* 農業協同組合同連合会 金額 農 数量  $\forall \Box \ \forall \forall$ 金額 森林組合名同 連 合 多 数量 111111111 羧  $\mathbb{K}$  $\prec$ abla $\mathbb{H}$ 11111111  $(m_3)$ (m<sub>3</sub>)  $(m_3)$ (m<sub>3</sub>) (kg) (kg)(kg) $\mathbb{H}$  $(m^3)$ 艸 0 0 区分 薪炭原木 しいたけ 薪層積 お な び 京木 大派 素材 製材 竹材  $\cong$ W ÷ ÷ ψ +Þ 撵 珉 特殊林產物 被 ÞП

会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっ、 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として( )書きで示すこと。 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。

1 2 6 4

木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として ( ) 書きで示すこと。

資料編 〔様 式 等〕

		<del>有</del>		量額費																								
			禁士																								$\vdash$	
		11111111		額																							$\square$	•
				IH																							П	
	角		禁士	曹																								
		埋積土 砂 量 (m³)	教	IIII																								
		111111111	4	額																								,°
	6	111111111111111111111111111111111111111	羧	i#																								会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。 書で示すこと。
		米	4	額																								を記
.⇔1		#		IH																								実数
角		全		額																								·  数の
	N			i <u>m</u>																								10万
	<	埋積土 砂 量 (m³)	禁士	$\dashv$																								上数及
	面	一金牌		IH																								よ 会社 本 社
6	-	111111111		銀																								5
				·m/																							$\square$	おいる
		米		重額																								個人によっています。
	社			額量																							$\vdash$	発性
4	<b>⊲</b> ₩	分類		軍																							$\vdash$	※ (
	√u		禁士	$\rightarrow$																							$\vdash$	x記入する。 なその組合数、: 女として ( ) i
	組 1		$\overline{}$	画																							$\vdash$	だるのと
	<u>I</u>			額																								より、なない、数をは、数をは、ない、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、
	糊	111111111		IH																							Н	こころ 7 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	楽	根於		顡																								器 い い か か か か か
	分業	米		IH																								流光となった。
	\ \ \	礟	4	额																								3よび 業等 後 書 等 書 等 書 を 書 を ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま
	#	全	数	IH																								下場ボ ロ小企 で)の
		尔			(棟)	(姓)	淵	(km)	(棟)	(当)		榖	()	(賽)	(棟)	(雅)		榖	(権)	(本)	(本)	( <del>*</del>	(単	(点)		111111111	华	埋積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあっては 県有林(県行造林含む)の被害は、その他欄に内数
					庫 (棒	滑 (注		路 (k	物 (本	械(点	1111111	捆	庫 (棟)	業 (3	物 (市	窯 (法	111111111111111111111111111111111111111	掘	庫(根	l		<del> </del>	物 (棟)	核(元	111111111		教	の欄! の欄! 行造 <sup>‡</sup>
					倉				建作	機市		¥	倉			聚		渋	俥	さび育成施設	成施	まだり	建作	機布				砂量 数等 (県)
						K		渋				剰					<u> </u>	搬	林産	/育月	()有	111		福	段		卅	 
					K K	11→	BUT'	<u>ائ</u>	<del> </del>	· 女·  相	加設		ド歌	עונ		·訳. ·祖:		<b>夏</b>	特殊林産	7 4 (	しいたけ育成施設	しいたけほだ木(本)	性	極.	口口		**	1 2 8 部 数 配
		1-21			*	出上	麗	润				#	X	恶				題	₩.	棒む			l	多		) /	X4.	知 2
		1×1				<del>K</del>				<u>*</u>			*							#	茶	*	浬	極		⟨¤	羧	·/-

(2) 林産施設被害

(3) 林産物間接被害

	<del>1</del>	金額																				
	√□	数量																				
	11111111	金額																				
		数量																				
角	の 他	金額																				
9	N	数量																				
Ü	・個人	金額																				
ゃ	徐芬	数量																				
	中小企業等 協 同 組 合	金額																				
	中小组	数量																				
	111111111111111111111111111111111111111	金額																				$\setminus$
	ilin I	数量																				
神	•個人	金額																				
	邻并	数量																				
業	その他任意 団 体	金額																				
林	その他国	数量																				
	農業協同組 合同連合会	金額																				
鄿	農業協合同道	数量																				
	10000000000000000000000000000000000000	金額																				
	森林組合[連 合 3	数量																				
			(m <sub>3</sub> )	(m <sub>3</sub> )	(m <sub>3</sub> )	他		11111111	(m <sub>3</sub> )	(kg)	(m <sub>3</sub> )	争		111111111111111111111111111111111111111	(kg)	(kg)	(革)			11111111	11111111	燅
	区分					0)			薪炭原木 (m³)		薪層積(	6			しいたけ	わさび	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					が
			本本	木素材	製材	4	<b>*</b>	÷	薪	薪木炭	薪	ゃ	聚	\frac{1}{1}	17		業 作材	€機;	<u> </u>	÷	<□	被災

道路の決壊橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。 被災者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。 1 2

(表6の5)

	丁兰 卅 乙沙	陸負訂	#															
		経費	#															
	その他	単価	E															
要復旧		面積	ha															
		松費	E H															
	改植	単	E															
		面積	ha															
		被害額	田															
	11111111	面積	ha															
	*	被害額	H H															
Тијп	 天然	面積	ha															
被得		被害額	田															
	14	類	ha															
	人工材																	
	十 十 十 1	<u> </u>																
																		4
株林		区分		1														
	被害	森 林 hmb         市町村         大工林         天然林         計画区         計画区         計画区         計画         その他	市町村         大工林         天然林         計         被害額         面積         被害額         面積         被害額         面積         被害額         面積         世価         経費         面積         世価         経費         單価         経費         單価         経費         單価         經費         單価         經費         單価         經費         單個         經費         單個         經費         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         經費         與電         與電	森 林 hiely         heely         heely	森 林 市时 横極別         本語 (本語)         本語 (本語)	森林 計画区 計画区 指         市町村 横種別         上工木 (横種別         工工木 (大工木         工工木 (大工木         工工木 (大工木         工工木 (大工人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	森林         市町村         市村         市村	森林         市町村         木工木         工工木         工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	森林 計画区 計画区 計画区 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別 指極別	森 林   hard         hard	森林 計画区 計画区 計画区 中面村         中面村 前種別         本学額         正積         社等額         面積         社等額         面積         社等額         面積         社等額         面積         社等額         面積         中面有         工戶         工戶	森林 計画区 計画区 指種別         相種別         能級別         面積         被害額         面積         政告額         工厂         工厂	森林 計画区 計画区 計画区 情報)         木木 特種別         本子 (本)         計画         本 (本)         本 (本) <td>森 林 樹種別       新種別       面積       被告額       面積       被告額       面積       被告額       面積       政告額       面積       政告       工厂        工厂</td> <td>森林 計画区 計画区 制種別 締級別 面積 被害額 面積 被害額 面積 被害額 面積 下子 下名 下子 下子</td> <td>森 林 high         head of the control of the cont</td> <td>森 林 中地 特</td> <td>森 林 市町</td>	森 林 樹種別       新種別       面積       被告額       面積       被告額       面積       被告額       面積       政告額       面積       政告       工厂        工厂	森林 計画区 計画区 制種別 締級別 面積 被害額 面積 被害額 面積 被害額 面積 下子 下名 下子	森 林 high         head of the control of the cont	森 林 中地 特	森 林 市町

区分は火災(被災全域)、病虫獣害(中害以上)、病虫獣害(虫害以上)、その他被害(被害率30%以上)、その他被害(被害率30%未満)に区分し、別葉に作成 灶

森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。 「面積」は、区域面積とし、上段に( ) 内数で被害実面積を記入する。 市町村ごとに計欄に保安林分を( ) 書き内数で記入する。 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)、応急対策等を記入する。 「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を( ) 書き内数で記入する。

(単位:千円) 垒 0 燅 噩 刑 #緬 常気象名 额 尔  $\# \square$ 異 金 韓 шш 羧 П 刑 月月 4 自至 緬 異常気象名 緻 表 金 шш 羧  $\blacksquare$ 刑 尔 粧 宝貝 緬 魯 ĤΠ 異常気象4 貔 垒 鞯 羧 шш 田田 刑 0  $\mathbb{H}_{\mathbb{I}}$ 自至 緬 緻 常気象名 r  $\cong$ エ  $\oplus$ #6 燅 шш 田田 刑 П 自至 緬 额 異常気象名 温 金 шш 羧 月月 刑 国軍 緬 跃  $\langle R \rangle$ 

额 ĮΠ 錸 絽 紁  $\equiv$ 跃 錸 絽 メ 画 夣 11111111 地す 哲す 懖 仑 ᆁ 戸 砂 酒 橋 泗 橋 戸 浬 橋 正  $\boxtimes$ 账 Н # 市町村工事  $\sqrt[4]{\square}$ 111111111

#### 8 様式第8号(都市施設被害)

						都市旅	拖設被領	害状沉	記報告	-	中間									
災害	の名称								災	害発	<u> </u>	上日時					月	日		時
災害夠	発生場所																			
報告	の時限					目	時	現在	発	受	信	時 刻					目	時	:	分
発	信 者						(	)	受	,	信	者						(		)
種別	区		分		カ	所数	被害	面積又	ては延	E長等	ż F	被害金	額	(千円)		復旧金額	頁(千	円)	揺	可要
	街			路																
	都「	方 :	公	園																
Lana	都市	排	水	路																
都	公下	排 水	施	設																
市	水 洪 道	ポンフ	″場旅	包設																
施	共 坦	処 理	施	設																
設	区整	街		路																
災	(	公 園	緑	地																
害	画理	水		路																
	防空場	豪 • >	その	他																
	堆積	責	±	砂																
	合			計																
建	区	分	住	家(	(戸)	非住家	家(戸)	計	(戸)			区		分		面積	(ha)	摘		要
物	全	壊									市	街 地	被	害 面	積					
害	半	壊									そ	の他	被	害 面	積					
及び	流	失											計							
建物災害及び損害面積	床上	浸水									全	市 往	j t	也 面	積					
面積	床下	浸水																		
7.民																				
状況	発 火			月	F	日	争 ク	分 鎖	真火			月		日	時	分	被災	どか所	:	
	風向					風速	最	大		m/se	ec	平	均			m/sec	湿	度		%
建焼	区	分	住	家()	戸)	非住家	[戸]	計()	≓)	区		分	面	積(ha	a)		摘	要		
災失	全	壊								全	市	街地								
建物災害及び焼 失 面 積	半	壊								被	災	面積								
び積	計																			
備考		地区画 市計画				行する	必要が	ゞ (あ	る・	ない	• ;	不明)								

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

9 様式第9号(水道施設被害)

(表9の1)

				水道	施設被領	害状涉	記報告			中間 ` 確定 』						
災	害の名称								災害	発生	日時			月	日	時
災領	害 発 生 場 所															
報	告の時限			月	目	時	現	在	発受	を信	時刻			目	時	分
発	信 者					(		)	受	信	者				(	)
水	道の名称										及び現 人 口		(	戸		人)
	写給水区域及 按害給水人口												(	戸		人)
災	害の状況									被領	<b>手金額</b>					千円
応急水	息措置及び給 現 状															
給	水	応	援	消毒株	幾及び薬	<b></b>	援	復	旧資材	才労務	応援	技		術	応	援
	給水車 市	5万/日	m³分	乾式注	入能力 g/h		幾									
巨又	ろ水器 戸	5万/日	m³分	湿式	g/h	ŧ	幾									
緊急応援の要否	自衛隊給水野	班要請/ 日 m³日「	間	簡易減	菌機 g/h	ħ	幾									
要否	水道から応急	急給水 日 m³分		液体塩	素 kg入	7	本									
	日間				粉 高 500 g		普通 本									
	必要なし			必要な	し											

#### 10 様式第10号 (廃棄物処理施設被害)

		廃棄物処	1理施設	せ で 大水道	・ し 道終末	尿・	被害物	犬況報告	中間確定				
災害の名称					災	害発生	E目時			年	月	日	時
災害発生場所					•								
報告の時限		月	I	時現在	発	受信	時刻				日	時	分
発 信 者				( )	受	信	者					(	)
被害施言	設 名												
被害の区域およ人	び処理口												
被害のお	伏 況												
被害	額			Ŧ	-円				千円				千円
応急措置の	現 況												
災害救助の	有 無												
その他必要な	事 項												

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

11 様式第11号(感染症関係) (表11の1)

	感染症関係報告	中間 確定 一	
災害の名称		災害発生日時	
災害発生場所			
報告の時限		発受信時刻	
発 信 者		受 信 者	
			I

		項目	発	生	患	等 等	数	
	病名		患者	擬似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者	備考
感								
染								
症								
備								
±z.								
考								

#### 12 様式第12号(医療施設被害) (表12の1)

	医療施設被害	<b>等状況報告</b>	中間 確定				
災害の名称		災害発生日時		年	月	目	時
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻			目	時	分
発 信 者		受 信 者					

				_		神	披害の程	建度			復旧に要
区	分	施設名	経営主体	所在地	全壊 全焼	流出	半壊半焼	浸水	その他	被害額	する経費
(病院)					棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所	<del>,</del>										
			計								
		合	計								

- 注:1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。
  - 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
  - 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

13 様式第13号(商工関係被害)

(表13の1)

			商	工関係被害状況執	告		間 ) 定 )			
災害	手の名称				災害夠	<b>ě</b> 生日時	至	F 月	日	時
災害	発生場所				•					
報告	この時限		月	日 時現在	発 受	信時刻		Ħ	時	分
発	信者				受	信 者				
被害	区分			業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	言	+
			全	棟 数 (棟)						
			全壊	損害額(千円)						
組合、	74.44.0	hr r (2)	半	棟 数 (棟)						
	建物の	被 害 (ア)	- 壊	損害額(千円)						
団体以外の事務所			のその被	棟 数 (棟)						
外の事			害他	損害額(千円)						
務所	土 地	の被:	害 (イ)	損害額(千円)						
721	(ア)(イ) の被害	以外の有形	固定資産	損害額(千円)						
	製品・仕	掛品・原材料	斜の損害	損害額(千円)						
事業	協同組合・	商工組合•	協業組合	件 数 (件)						
の被	害			損害額(千円)						
益工	一个镁形	<ul><li>商工会</li></ul>	の地宝	件 数 (件)						
间工	- 女 哦 川	• 间 工 云	が放音	損害額(千円)						
小			計	損害額(千円)						
除雪	i、排水等	の災害対策	きに要した	経費 (千円)						
その	他災害の	発生により	生じた損	害額 (千円)						
損	害	額	総	計 (千円)						
被	害件数	(事業	羊 ( 務	)所数)						

- 注:1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規 定による中小企業団体についての物的被害とする。
  - 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
  - 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
  - 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
  - 5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

#### 14 様式第14号 (観光施設被害) (表14の1)

				観光旅	<b>直</b> 設被害状況	報告		間定定				
災	害の名称					災	害発生日時		年	月	目	時
災領	害発生場所					•						
報	告の時限			月	日 時現	在発	受信時刻			日	時	分
発	信 者					受	信者					
1	土木施設	(遊歩道	<ul><li>つり橋等)</li></ul>	1		•						
区	分	県	工 事	市町	村工事	そ	の 他		Ē	#		
	カ	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	カ	,所	被	害	額
道	路		千円		千円		千円					千円
橋	梁											
	計											
2	一般観光均	也建物等										
区	分	県 有	有 施 設	市町	村 施 設	国民宿	舎・旅館等	その	他施設		計	
	Л	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被	害額
	全 壊		千円		千円		千円		千円			千円
建物その	半 壊											
て の 他	その他											
	計											

15 様式第15号

(表15の1)

				一只头手件	医古休况—										
				被害額	111111111111111111111111111111111111111		# H								
		受信者		設備			千円								
				出			十								
報告者				工作物			千田								
	災害発生場所	信者		111111111111111111111111111111111111111	<b>加生</b>		十								
中間)確定)		時現在発	物	要補修	大破以	下金額	千円								
	ш	由 由			半壊	金額	千円								
	Я	H		新築	#	面積	m²								
報告	争	争	#	要	全壊	金額	千円								
被害状況	ш	贸			枣	面積	m²								
教育関係施設被害状況報告	災害発生年月	告の時		生命のクチ	過度が石で										
		幸		十二十十万	# # # # #										
				《生效化口昧	※古光出 エ 4										
	災害の名称	施設の種類		及月后口用	光メニュキ										

::

本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。 公立中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を ())書 - 2

で記入すること。 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。 ස 4

(表15の2)

	教育関係施設被害状況	兄報告	中間 確定			課
災害の発生		災害発生日時		月	日	時
火音の先生		報告の時限		月	日	時現在

(単位 m<sup>2</sup>・千円)

						被	害状況				
	被害				建物						
施設の種類	被害施設数		要籍	斯築		要補修	計	工作物		設備被	被害額
	数	全	壊	半	壊	大破以	被害	被害金額	害金額	害金額	合 計
		面積	金額	面積	金額	下金額	金額				
幼 稚 園											
小 学 校											
中 学 校											
高 等 学 校											
盲 学 校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文 化 財											
合 計											

注:本表は、県関係課から県危機管理・消防防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

17 様式第17号(市町村有財産被害)

(表17)

		市町村有財産	<b>童被害状況報告</b>	中間(確定)	市町	丁村名
災害の名称			災害発生日時	年	月 日	時
報告の時限	月 日	時 現在	発受信時刻		日 時	分
発 信 者	(	)	受 信 者		(	)

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
建									
物									
被									
害									
	小計								
公金	種別	発生数			被害状況			被害額	備考
共町	河川	か所						千円	
木 村 市	道路								
公共土木施設被害(市町村単災のみ)	橋梁								
被のカ									
害公	小計								
	種別	発生数			被害状況			被害額	備考
そ		か所						千円	
の									
他									
	計	—							

注:本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

#### 18 様式第18号(公益事業関係被害) (表18)

		公益事業関係	系被害状況報告	中間(確定)	杉	幾関名
災害の名称			災害発生日時	年	月 日	時
災害発生場所						
報告の時限	月 日	時 現在	発受信時刻		日 時	分
発 信 者	(	)	受 信 者		(	)

	区	分	被	害	発	生	数	•	被	害	程	度	数		被	害	額
被害	建物等																千円
状	被害箇所																
況	不通箇所																
応急措置・その他																	

注:この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告 する場合に用いる。

#### 資料編

#### 〔様 式 等〕

19 様式第19号

第1号様式

(火災)

					复	育		報
報	告	日	時	年	月	日	時	分
都	道	府	県					
市	H	<b>儿</b>	村					
報	告	者	名					

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3	車両	4 船	治白	5 航	空機	6	その	つ他	
出火場所												
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 ( 月	日 時 日 時	分 分)	(鎮 鎮	圧 火	日日	時) 時	(	月月	月月	時 時	分) 分
火元の業態・用途				事業	所名 (代	表者氏	名)					
出火酱所				出	火	原	因					
	死者(性別	リ・年令)			人							
死 傷 者	F	i 症 『等症 E 傷			人人人	死者(じた)						
建物の概要	構造 階層					面積						
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼半焼部で	棟棟棟	計	棟	焼損	面積	建物		末面積 長面積 面積		m² m² a
り災世帯数				気	象	状	況					
	消防本部	(署)		台		人						
消防活動状況	消防団			台		人						
	その他					人						
救急・救助活動状況												
災害対策本部等 の 設 置 状 況												
その他参考事項												

#### 19 様式第19の2

第2号様式 (特定の事故)

事故を	Ζ,

	第	報	
報告日時			
都道府県			
市町村			
報告者名			

+ 11 65 811			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい	4 その他(	)
発 生 場 所			
事 業 所 名	牛	舟 別 防 災 区 域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)
発 生 日 時	月日時分	老 見 日 時	月 日 時 分
(覚知日時)	(月日時分) 剱	真火(処理完了)日時	月 日 時 分
消防覚知方法	复	ā 象 状 況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 6 RI等 7 その他( )		生ガス 5 毒劇物
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設	設 3 高圧ガス施設	4 その他( )
施設の概要	fi	<b>危険物施設の区分</b>	
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年令) 計 人	負傷者 重 症 中等症 軽 症	人
		出場	景機関 出場人員 出場資機材
		事	衛防災組織 人
		業共	司防災組織    人
消防防災活動		<b>所</b> そ	の他人
状況及び救急・救助活動		消防本	部 (署) 台 人
<b>状</b> 況		消	防 団 台 人
		海上	保 安 庁 人
	   警戒区域の設定 月 日	時 分 自	衛隊人
	使用停止命令 月 日		の他人
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

# 資料編 〔様 式 等〕

	眯 盂																													
分現在)																												$\overline{}$		
<del>\( \text{\tin}\exiting{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texitin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\tin}}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\tin}}\tint{\tinity}\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\tex{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\tin}}\text{\tin</del>	大 町																											$\perp$		
世																												$\blacksquare$		
	松本																													
ш.	祖 民																													
H	<del>十</del>																													
	医 框																													
	一 田																											$\top$		
	駒ケ根																											$\top$		
	争 票																													
	超 次																													
	万 版 和																													
表	※ 節																													
11/4	南佐久																													
说	軽井沢																													
茶	佐 久																													
	<b>六</b> 糯																													
和	聞田																													
米	<b>₹</b> 14																													
tul	Ч ⊞																													
<u>[</u> #]II )	十 垂																													
st	長野南																													
	領 坂																													
	士 齨																													
	製 日																											Ш		
(i)	長野中央																													
<ul><li>20 様式第20号(警察調査被害)</li><li>(表20)</li></ul>	暑別	2			(なむ)									(ha)				(箇所)					(回線)	(立米)	(ha)					
   		神	奔	≁		搬	Ŧ	焼	焼	¥	平	掸	細		水	弘	水		H	蝌	¥	冊	쑗		失	数	数		燅	析
EDC		n#	明	   "\+	, —, ·	, T		1		巡	烫	破	殺	、埋没		埋					くずれ	緓	軍			岩	娗	ĺΠ		
<b>第20</b> 号			方 不	第	₩	計	流	₹	計	<b>米</b>	末	- 翻	住家	流出、	俎	流出	阻	損	流	決	$\overline{}$	Ţ	被	浜	焼	=	夲	164.5	#	
様式第 (表20)	運別	光	行力	魚				±1% L`				L	非自	<u>``</u>			УП	路	滋	防	(がけ	(神)	施設	村	*	<b>%</b>	災	働	₩	
20 🕴	被害種別	<:	的は	<u>₹</u>			# 整 数 # # # # # # # # # # # # # # # # #										10	剌	働	指	Ξ	鉄	通信	+	⊒	睉	睉		洪	備

### 〇報道関係発表伺用紙

担当者 部 班 氏名

								報	道	関	俘	系 発	Ě:	表	伺	用	紙				
本:	部	長		副	本	部	長		総	務	部	長	担	i #	部	長		担	当	班	
	表	予							発			表									
-	日	時							方	Ž.	去	等									
発		表																			
項		目																			
Z	発																				
	)L																				
=	表																				
3	K																				
_	<b>.</b>																				
P	勺																				
	4																				
1	容																				
3	発																				
1 2 2	表級																				
1 1	<u>首</u> 继																				
	発表報道幾對名																				
	Н																				
			ı																		

### 〇災害情報等受領用紙

建設水道部・農林部・

部

							災	害	情	報	等	受	領	用	紙								
本 部	長		Ī	副	本	部	長			総	務	部上	長担	1 }	当部:	長			1	係			
接受日	時						年		月			日	午	=	前後				時			分	
通報	者												受	-	信	者							
情																							
報																							
内																							
容																							
47																							
処																							
理																							
		機	関		名			処 理		圣			機		関	名	1		処		経	過	
		1/4	124				連絲	各時亥	1 5	受	信:	者	1294		124			連組	洛時	刻	受	信	者
伺																							

### 〇避難所収容台帳

* K * ********	пп	(n/c) [ P	物品使	用状況	<b>≟</b> -1	+	/-+	-tx.
責任者認印	月日	収容人員	品 名	数量	記	事	備	考
		人						
	·····	~~~~~	~~~~		·····	^~~~	~~~~~	·////
	~~~~~	<i></i>	~~~~			<i>^</i>	~~~~~	<b>//////</b>
<b>1</b>								

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入 しておくこと。
  - 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した物品別使用数量を記入すること。
  - 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入する。

### 〇救助の種目別物資受払状況

原村

重目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備	考
所 用									
······································	  Y		 ^^^^^ 		   	······	······	······	······································
三具 等									
生材料									
	種目別 所 用 他 他 与 器 表 株	所 用 つの他に	所 用  つ他に	年月日   品 名   呼称   所 用	年月日   品 名   呼称   摘 要   所 用	年月日   品 名   呼称   摘 要   受   受   所 用	年月日   品 名   呼称   摘 要   受   払   所 用	年月日   品 名   呼称   摘 要   受   払   残   所   用	作用

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

燃料及び消耗品

- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に 受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄には払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

### 〇避難所設置及び収容状況

原 村

避難	折の	呑	Bil	目目 ⇒几	#1 11	安」昌	江,昌	物。	品使	用状	況	安 士	山岩	備
名	称	種	別	開設	州 间	実 人 員	延人員	品	名	数	量	关 义	出額	考
				月	日~	人	人						円	
				J	月日									
~~~~~	·//·/	·····	^////	~~~~	·///	·/////	·////	·//	~~~	~~~~	~~	^~~~	·//·/	~~~~
	·/···	······· 既存	·········· 建物	~~~~	·///	~~~~~	·····	<b>////</b>	~~~	<i>~</i> ~~~	\\\\	<i>^</i>	·///	
- 計	L	野外	、仮設											
Ī		天	幕											

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
  - 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
  - 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所・氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

### 〇罹災者台帳

(表 面)

																	原	村
り	災		区	15	分	番	号	-										
り	災	者		住	所			•										
世	帯	È 職	業	氏	名													
	災	害	の	原	因													
り	ŋ	災	年	月	日						年		月		目			
,,,	ŋ	災	:	場	所	:												
災		住			宅													
事	b	その	つ他	の貧	7 屋													
尹	災	家			財													
項	状況	生			命													
	1)L	そ	0	り	他													
	丑			2	名	糸	売柄	性別	年	令	学	年		摘			要	
世																		
帯																		
人																		
員																		
備						•					•		•					
考																		

- (注) 1 り災者住所、職業、氏名欄の氏名は世帯主氏名を記載する。
  - 2 負傷者等については、それぞれ氏名欄の摘要に記載する。

(裏 面)

月	目	援	護	状	況	等	
·////	·····	 ~~~~~	·//·/	^////	^////		
······································	······	^~~~	·//·/	~~~~	^^^	·····	^~~~

(注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳、仮設住宅、生業資金、医療救助等、救助内容及び義えん金 品の内容を記載する。

### 〇罹災証明書

原村

					原 们
世帯主住所					
世帯主氏名					
	氏名	続柄	性別	年齢	摘要
W 444 5 F					
世帯構成員					
り災原因	年月	日の			による
被災住家 <sup>*</sup> の 所在地					
住家*の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 [	□中規模半場	優 □半均	裏 □準	半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)
備考					
	■ 世帯が生活の本拠として日常 再建支援金や災害救助法によ				
住家以外の被害					
	1				
上記のとおり、相違な					
年月	Ħ		原	村長	印

### 〇被災者救出状況記録簿

原 村

														小儿
					救	出	月	月 機	械	器	具			
年月日	救	出		借		上		費	修	繕	費		実支	備
, , , ,	人	員	名称	数量	所 (智	有	旨	金額	修繕	修繕	修繕の	燃料費	出額	考
				<b>州</b> 里	氏	名	<u>Z</u>		月日	費	概要			
月日		人						円	月日	円		円	円	
^	~~~	^	~~~~	·////	~~~	^	·//	^	~~~~	~~~~	***********	·//////	·////	~~~
^	~~~	^		~~~~	~~~	·····	·//	^^~	/~~~	~~~~	·····	//////////////////////////////////////	~~~~	~~~
計														
	l		/						/		/	İ	l	l

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
  - 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」に記入すること。
  - 3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

#### 〇遺体捜索状況記録簿

原 村

						捜	索用	機械器	具			
年	月	日	搜索地区	搜索死体	名	称	数量	所有者	(管理者)	金額	備考	ŕ
					41	<sub>1/1</sub> ),	<b>数</b> 里	氏	名			
										円		
^^^	^~~	~~~	·////////	^~~~~	·/////	^	~~~~	·//////	·///	^~~~	·/////	\\\
^^^	<b>///</b>	<b>&gt;</b>	·	^~~~~	^^^^	^	^~~~	^~~~	·····		Y	~~ <u>`</u>

(注) 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

### 〇遺体処理台帳

原 村

										<b>小</b>	4.1
		死体発見	死 亡	者	遺	族	洗净	等の処	l理費	死体一時	
死 亡 年月日	死亡 原因	の日時 及び場所	住 所 氏 名	年齢	住 所 氏 名	死亡者 と の 関 係	品名	数量	金額	保存の場 所及び保 存の期間	備考
						K M			円	行りが同	
·//////	^^^	<b>\</b> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	·//·/	^^^^	·////	·/////	^^^	~~~	^^~	·/////////////////////////////////////	~~~~
^~~~	^~~~	~~~~~	·//·/	^~~	~~~~~	·····	^~~~	^^^	///// 	^^^^	^^^

### 〇埋葬台帳

原 村

			3	死亡者埋	葬を行った	者	埋	葬	費		
死 亡 年月日	死亡 原因	埋 葬 年月日	住 所	年齢	死亡者 と の	住 所	棺付属品)	埋葬 又は	骨	計	備考
+71 H	///囚		氏 名	十四甲	関係	氏 名	を含む	火葬	箱	口	勺

- (注) 1 埋葬を行ったものが村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
  - 2 村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入しておくこと。
  - 3 埋葬を行った者に、埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

#### 〇たき出し受給者名簿

原 村

								W1, .11
				給	与 P	为 訳		
世氏	帯 主 名	家 族 数	月日	月日	月日	月日	^ ⇒I	備考
	• •		朝昼夕	朝昼夕	朝昼夕	朝昼夕	合 計	
	·····	·····				······································		
	計							
品	名	単位呼称	日	別	吏 用	量	合 計	
精	米	kg						

- (注) 1 朝、昼、夕欄には、支給食数を記入すること。
  - 2 他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入しておくこと。

### 〇食糧品現品給与簿

たき出所

責任者 氏名 印 給食年月日 給 食 数 実施場所 給食内容 備 考 年 月 日 区 分 朝 昼 夕 朝 計 昼

- (注) 1 たき出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。
  - 2 「実施場所」欄は、学校等実際にたき出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
  - 3 「給食内容」欄は、要すれば献立を記入すること。

### 〇たき出し用物品借用簿

品	名	数	量	期	間	金	額	所 有 (管理 <sup>)</sup> 氏	者 者) 名	使用避難 所の名称	備	考
							円					
								~~~~	^///			

<sup>(</sup>注) 「期間」欄は「 月 日から 月 日まで 日間」と記入すること。

### 〇物資購入(配分)計画表

計

原 村 被害別 全壊 (焼) 流失 半壊 (焼) 床上浸水 計 数 世帯数 数 世 所 金 量 数 数 額 世帯 数 数 世 所要数 世帯数 所要数 所要数 数 数 備 金 額 量 額 量 額 額 考 単価 円

- (注) 1 「品目」欄は寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
  - 2 各品目ごとの「備考」欄に県調達分と市調達分を明らかにしておく。

### 〇物資給与及び受領簿

原 村

住家被害程度区分		給与の基礎となっ た世帯構成員数	ı	災害発生時 世帯構成員数 うち死亡者数	人人
----------	--	---------------------	---	---------------------------	----

被害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所 世帯主 氏名

印

給与年月日	品	名	数	量	備	考	給与年月日	品	名	数	量	備	考
							~~~~~						

<sup>(</sup>注) り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

### 〇救助用物資受領(引継)書

原 村

		救 助 月	用物資受領	〔(引継)	書		
引継者機関名 引受者機関名			職氏				
救助用物資を次の	とおり引	継ぎました。					
			記				
1 引継日時 2 引継場所 3 引継物資	次表のと:	おり(車両種	番号)				
物 資	名	単位	輸送数量	引継数量	差引過7	不足を生じた の	た理由 他
~~~~~	·/···	~~~~	······································	·····		 ·····	<b>////</b>
~~~~~	·····	^~~~		~~~~	·/////	·····	^~~~
_							

### ○飲料水の供給簿

原 村

			給	水	月	]	機	械	器	具		
供給月日	対象人員			借		上	修		繕	Jeth Med	実支	備考
DVMD/1 H	Marke	名	称	数量	所有 者	金額	修繕月日	修繕費	故障の 概 要	燃料費	出額	V and
	人					円	月日	円		円	円	
		·///	~~~~	^~~~	·/·/·	~~~~	~~~~~	·····		······	******	~~~~
		<b>/</b> ///	~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~~				~~~~	~~~~

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
  - 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

### 〇救護班活動状況

○○救護班 班長:医師 氏名

**印** 

				191	文 医卵 八	1		(H)
月	日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備	考
			人		人	円		
	^~~	·///	······	·/////		·////	·····	^~~~
	^^~	······································	······································	······		······	~~~~~	^
1	H							

(注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

### 〇救護班診療記録簿

 救 護 班

 班長 医師 氏名
 印

	備考

### 〇助産台帳

原 村

	分	べ	ん	者		分	ベ	ん	の	마·호ᄴᄪᄼ	<del>11-</del> 0	HH	_	佐	/±:	±z.
住	所	氏	名	年	令	目	時	場	所	助産機関名	期	間	金	額	備	考
														円		
	^^^															

## 〇病院診療所医療実施状況

								Į.	村
診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診 区	療分	診療		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月日				点	点	円	
<u></u>	\^^^	······································	······································	^~~~~	; ,,,,,	\^^^~	······	·····	^^^^
計機関	人								

<sup>(</sup>注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

### 〇防疫活動状況報告

原 村

期	間	実施地区	措置概要	班 の編 成	班 長	備	考

(注) 「班の編成」欄は、職種でその人員数を記録すること。

### 〇障害物除去該当世帯調

原 村

	り災台				家族	人員	生活	被害	障害物	
番号	帳番号	氏 名	職業	住 所	人員数	同左中 可働者	程度	程度	の状況	備考
1						3 153 12				
2										
3										
4										

- (注) 1 番号は優先順位とする。
  - 2 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
  - 3 被害程度は、半失、床上浸水に区分して記載する。
  - 4 障害物の状況は、具体的に記載する。

### 〇障害物除去状況記録簿

原 村

									, ,
住家被害 程度区分	住	所	氏 名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要した期間	金額	備考
							日間	円	

### 〇臨時雇用人夫勤務状況表

原 村

1														///\	
住所	氏 名	年令	単価					月	分	基本	賃 金	割増	賃 金	計	受領 考
111/1	1 1	7 13	4-1111	日	日	日				日数	金額	日数	金額	FI.	印考
			円								円		円		
	·/////	******	~~~~	·····	~~~~	~~~	^~~	·····	·///	·////	·///	·////	·////	·///	~~~~
	······································	·····	~~~~	·//·	·//	~~~	^^^^	·····	·//·/	······	······	·····	·····	·///	······
	······································	······	~~~~	·····	····	~~~		·····	······	······	······	······	······	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	~~~~
	······································	······	······	·····	····	~~~	~~~	~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······	······	·····	·····	·····	·····
		······		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····	~~~	~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····	······	······	······	······	·····	······
	······································	······································	~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~~	~~~		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······	······	······	·····	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······
		······································	~~~~			~~~	~~~			······	*****			····	
			~~~~		名	~~~~	~~~			·····	******			·····	*****
計 計	名				名					·····					
計 計	名				名 名										

上記のとおり勤務したことを証明する

年 月 日

職氏名

(注) 1 救助種目ごとに別冊又は別頁とする。

2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を「日別」欄に記入しておく。

### 〇被害児童・生徒名簿

原 村

住 家 の 被災区分	学 校 名	学年	児童・生徒名	親権者住所	親権者氏名	備	考

### ○学用品の給与状況

原 村

学 校 名			児 童			給与品の内訳									
	学年	児   童     (生徒)	親権者	給 与	教 科 書			その他学用品			実 支		備		
			氏 名	氏 名	月日	玉	算	0	鉛	当 ノ	0	出	額	考	
						語	数	0		筆	ŀ	0			
					月日								円		
												^^~~			
<b>⇒</b> 1.	小学校		人											円	
計	中学校		人											円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 (学校長)

氏名

- (注) 1 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
  - 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

#### 〔様 式 等〕

#### 〇自衛隊派遣要請書

年 月 日

長野県知事

殿

原村長 氏名

印

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣について、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況および派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数および携行資機材等
- 4 派遣を希望する区域、作業箇所および作業内容
- 5 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況およびその他参考となるべき事項
- 6 その他(ヘリポート所在地等)